

『程氏家塾読書分年日程』 訳注稿（十一） 完

松野 敏之・中嶋 諒

本稿は、朱子学研究会の読書会で扱った程端礼『程氏家塾読書分年日程』の訳注を試みるもので、本誌一三号からの連載である。読書会の参加者は以下の通りであり、本稿は担当者（氏名の上に「※」を表記）の草稿を元に作成している。

宮下和太（麗澤大学外国語学部助教）・阿部光磨（早稲田大学講師）・※大場一央（明治大学講師）・※小池直
（早稲田大学大学院博士後期課程満期退学）・※田村有見恵（早稲田大学大学院博士後期課程）・※原信太郎
アレシヤンドレ（早稲田大学大学院博士後期課程）・※佐々木仁美（明治大学付属明治高等学校・中学校教諭）・※上村新治（早稲田大学大学院修士課程修了）・※中嶋諒（学習院大学国際研究教育機構PD共同研究員）・※松野敏之（國士舘大学専任講師）

【凡例】

- ・底本には常熟瞿氏鐵琴銅劍樓藏元刊本（四部叢刊所収）を用い、叢書集成本（清刊本・正誼堂全書本）・四庫全書本との校異を示した。但し、煩を避けるため、異体字・通假字・同義語の類の異同は割愛した。
- ・解釈には、『程氏家塾読書分年日程』（昌平叢書所収）および姜漢椿校注『程氏家塾読書分年日程』（黄山書社出版、一九九二年四月）を参照した。
- ・訳注は、原文・校異・注釈・通釈の順で並ぶ。
- ・原文・訳文中の「」を附した部分は、小字双行注（割注）あるいは小字注に相当する。
- ・注釈で引用した原文には「」を附して訓読を示した。但し、一読して明らかな場合には省略している。
- ・訳文中で（ ）を附した部分は、訳者の補注である。

【『程氏家塾読書分年日程』卷三（底本卷三・四十二丁表三行）卷三・五十九丁】

朱子¹ 學校貢舉私議

古者學校選舉之法、始於鄉黨而達於國都、教之以德行道藝、而興其賢者能者。蓋其所以居之者無異處、所以官之者無異術、所以取之者無異路。是以上有定志而無外慕、蚤夜孜孜、唯懼德業之不修、而不憂爵祿之未至。

夫子所謂言寡尤、行寡悔、祿在其中。⁽²⁾ 孟子所謂修其天爵而人爵從之。⁽³⁾ 蓋謂此也。若夫三代之教、藝爲最下。⁽⁴⁾ 然皆猶有實用而不可闕。其爲法制之密、又足以爲治心養氣之助、而進於道德之歸。此古之爲法、所以能成人材而厚風俗、濟世務而興太平也。

〔校異〕

a 唯：叢書集成本、「惟」に作る。

〔注釈〕

(1) 朱子学校貢挙私議：『朱文公文集』卷六九に所収。慶元元年（一一九五）、朱熹六六歳の作。程端礼は、ここに載せる作義法を、經義を学ぶ上での土台とするよう求めていた（本誌第一七号二九〇頁）。なお三浦国雄『朱子』（人類の知的遺産19、講談社、一九七九年八月）には、「学校と試験制度に関する私見」として、その通釈がある。本稿においても、これを参照した。

(2) 夫子所謂「祿在其中」：『論語』為政。

(3) 孟子所謂「人爵從之」：『孟子』告子上。

(4) 芸爲最下：『周礼』大司徒に「以郷三物教萬民而資興之」（郷の三物を以て萬民を教へて之を資興す）以下、「一曰六德、知仁聖義忠和。二曰六行、孝友睦婣任恤。三曰六藝、禮樂射御書數」とあるように、六芸は六徳と六行に次いで、最後に置かれる。

〔通釈〕

朱子「学校貢挙私議」

いにしえでは、学校選挙の法は地方より国都に至るまで、徳行と道芸を教え、賢い者や能力ある者を育成するものであった。やはり学校によるほか別の場所はなく、官職に就くにも別の方法はなく、登用するにも別の道筋はなかった。かくして士は志をしつかりと定めて、他に意識を向けることはなく、朝晩勉め励み、徳行が修まらないことだけを恐れて、爵禄を手に入れられないなどと憂うことはなかった。孔子の言う「言に尤寡なく、行に悔寡なければ、禄はその中に在り（言葉に咎めが少なく、行動に後悔が少なければ、禄はその内にあるものだ）」や、孟子の言う「其の天爵を修むれば、人爵之に従ふ」（天爵を修めれば、人爵はそれに伴ってついてくる）」とは、やはりこのことをいっただのである。

夏殷周三代の教えでは、（礼、楽、射、御、書、数の）六芸は（六徳と六行に次いで）最下位に置かれたが、これらにはみな現実的な効果があり、欠くことはできないものであった。細密な六芸の制度は、かえって心を収め気を養う助力となつて、道徳の完成を目指すには充分であつた。古の制度たるや、人材を成して風俗を厚くし、世を救い太平を興すことができたのである。

今之爲法不然。雖有郷舉、而其取人之額不均、又設太學利誘之一塗、監試漕試附試詐冒之捷徑、以啓其奔趨流浪之意、其所以教者既不本於徳行之實、而所謂藝者、又皆無用之空言、至於甚弊、則其所謂空言者、又皆怪妄無稽、而適足以敗壞學者之心志。是以人材日衰、風俗日薄、朝廷州縣每有一事之可疑、則公卿大夫、官人百吏、愕眙相顧而不知所出、是亦可驗其爲教之得失矣。而議者不知其病源之所在、以程試文字之不工爲患、

而唱爲混補⁽⁵⁾之說、以益其弊。或者知其不可、又欲斟酌舉行崇寧州縣三舍之法、而使歲貢⁽⁷⁾選士於太學。其說雖若賢於混補之云、然果行此則士之求入乎州學者必衆。而今州郡之學錢糧有限、將廣其額則食不足、將仍其舊、則其勢之偏、選之艱而塗之狹、又將有甚於前日之解額少而無所容也。正使有以處之、然使游其間者、校計得失於旦暮錙銖之間、不得寧息、是又不唯無益而損莫大焉。亦非計之得也。

〔校異〕異同無し。

〔注釈〕

(1) 太学：中央に置かれた官吏養成のための学校。

(2) 監試：府州県の上の監督区分である路で、人事や財政を担当する転運司のもと行われた試験。

(3) 漕試：転運司が官員の子弟を対象に行った試験。

(4) 附試：本籍地以外で受ける試験。

(5) 混補之説：太学の入学試験を受験するために必要となる、州学の在学年数を撤廃しようとした議論。

(6) 崇寧州縣三舍之法：崇寧年間（一一〇二～一一〇六）、ときの宰相蔡京（一〇四七～一一二六）の手により整備された三舍法を指す。太学の学生が修学後、科挙試験を経ずに官吏に任官できるようにした。

この経緯については、近藤一成「蔡京の科挙学校政策」（『東洋史研究』五三一、一九九四年六月／のち『宋代中国科挙社会の研究』汲古書院、二〇〇九年二月、に所収）に詳しい。

(7) 歳貢：州学や県学の試験。

〔通釈〕

(ところが)いまの制度は、そうではない。郷挙(地方試験)の制度はあるものの、その定員には地域差があり、その上太学(の学生は科挙及第に有利である)という利益で誘う課程や、監試や漕試、附試といった偽りの早道を設けたために、学生たちに居住地から離れて駆け回ろうとする気を起こさせてしまった。その教育が、もはや実のある德行に基づいたものでないばかりか、いわゆる六芸もみな役に立たない空言となっている。弊害のひどいものでは、その空言たるもみなでたらめであり、学ぶ者の意志を徹底的に損なっている。こうして人材は日々に衰退し、風俗も日々に軽薄になり、朝廷や州、県に厄介な事件があるたびに、高級官僚も一般の役人も驚いて顔を見合わせ、どうしてよいか分からないというありさまである。ここからも、その教育の得失を試すことができよう。

けれども論者は、その病根の所在を理解できず、答案の文章がうまくないことを憂うばかりに、混補の説を提唱して、その弊害を増している。またそれがいけないと知りつつも妥協して、崇寧年間(一一〇二—一一〇六)に行われた州県三舎の法を採用し、歳試、貢試の有資格者を太学に送るべきだという者もいる。その説は混補を主張することよりはましであるけれども、もしもこれを施行したならば、州学に入ろうとする士は必ず増えるであろう。しかし現在の州郡の学校は金銭や食料に限りがある。その定員を増やそうとすれば食料が足りなくなる。従来の制のままではいこうとすれば、機会の不平等、選抜の困難さ、門の狭さという弊害は、従来の定員が少なくて受け入れ所がないことよりもひどくなってしまふであろう。たとえうまく対処しようとも、もし遊学する者が朝晩僅かな時間にも得失を計算してしまつて心落着く時を得ないならば、これはただ無益で、損失は莫大であるだけでなく、また何らの改善策にもならない。

蓋嘗思之、必欲乘時改制、以漸復先王之舊、而善今日之俗、則必如明道先生熙寧之議、然後可以大正其本、而盡革其末流之弊。如曰未暇、則莫若且均諸州之解額以定其志、立德行之科以厚其本、去罷詞賦而分諸經子史時務之年以齊其業。又使治經者必守家法、命題者必依章句、答義者必通貫經文、條舉衆說、而斷以己意。學校則遴選實有道德之人、使專教導、以來實學之士、裁減解額舍選謬濫之恩、以塞利誘之塗、至于制科詞科武舉之屬、亦皆究其利病而頗更其制、則上有定志而無奔競之風、有實行而無空言之弊、有實學而無不可用之材矣、此其大畧也。其詳則繼此而遂陳之。

〔校異〕

a 去罷：四庫全書本、「罷去」に作る。

〔注釈〕

(1) 明道先生熙寧之議：明道は、北本程顥（一〇三二～一〇八五）。『程氏文集』卷一・明道先生文一「請修學校尊師儒取士劄子」を指す。熙寧元年（一〇六八）、程顥三七歳の作。

(2) 制科：非常特別の人材を求めめるために不定期に設けられた科。

(3) 詞科：博学鴻詞科。制科のうち、文才の優れた者を登用する目的で行なわれた。

〔通釈〕

そこで試みに以下のように考える。時流をとらえて制度を改め、徐々に先王の旧制に戻していき、今日の

風俗を宜しくしようと求めるのならば、程顥先生の熙寧年間の建議（「学校を修め師儒を尊び士を取らんことを請う劄子」）の如くにしなければならぬ。かくしてその根本は大いに正され、その末流の弊害はすっかりと改めることができるものだ。

もしも時間がないというのなら、ひとまずは①州ごとの合格者の割合を等しくして受験生の心を落ち着かせ、②德行に関する科目を設置してその心根を篤厚にさせ、③詞賦を廃止し、代わりに④諸経書や子書、史書や対策（時事問題）を各年に振り分けて学業を均等にするのがよい。また⑤経学を修める者には必ず（漢代以来の一經専門の）家法を守らせ、⑥出題は（正確に句読の切られた）章句に準拠させる。⑦経義（経書の意味内容）を答えさせるにあたっては、必ず経書本文に通曉させ、諸説を列挙させた上で、自らの意思で判断させる。⑧学校では有徳の者を選抜して、その教育指導を担当させ、実学を志す士を来たらしめ、（州ごとの合格者の）増員や州県三舎の法といった行き過ぎた恩恵は削減し、（科挙及第に有利にはたらくといつた）利益で誘う道筋を塞ぐ。⑨制科や（その制科のうち文才の優れた者を登用する目的で行なわれた）博学鴻詞科、武挙（武官登用試験）の類についてはその長短を研究して、その制度を改めていけば、学生の心は落ち着いて、むやみに競争するといった風は消え、德行が備わって空言の弊はなくなり、実学がそなわり無用の人材はいなくなる。以上がそのあらましであるが、その詳細について、ここに引き続き述べていく。

夫所以必均諸州之解額者、今之士子不安於鄉舉而爭趨太學試者、以其本州解額窄而試者多、太學解額濶而試

者少、本州只有解試[〔]一路、太學則兼有舍選之捷徑、又可以智巧而經營也。所以今日倡爲混補之說者、多是溫福處發之人、而它州不與焉。非此數州之人獨多躁競、而它州之人無不廉退也。乃其勢驅之、有不得不然者耳。然則今日欲救其弊、而不以大均解額爲先務、雖有良法、豈能有所補哉。故莫若先令禮部取逐州三舉終場人數[〔]太學終場人數、解試亦合分選諸州理爲人數。』通比舊額都數、定以若干分爲率而取其若干以爲新額。』如以十分爲率而取其一、則萬人終場者以百人爲額。更酌[〔]酌之。』又損太學解額舍選取人數、使與諸州不至大段殊絕。』其見住學人分數、權許仍舊。』則士安其土而無奔趨流浪之意矣。

〔校異〕

a 合::叢書集成本、「各」に作る。 b 理::四庫全書本、「通」に作る。 c 如::叢書集成本、「加」に作る。

d 酌::叢書集成本、「斟」に作る。

〔注釈〕

(1) 解試:郷挙に同じ。州で行われる地方試験。合格者は省試の受験資格を得た。

〔通釈〕

①「必ず州ごとの合格者の割合は等しくしなければならない。」いまの学生が郷挙(地方試験)の制度には満足せず、太学の試験に奔走してしまふ。それは州ごとの合格者の定員は少ないが、その試験を受ける者は多く、太学の合格者の定員は多いが、その試験を受ける者は少ないからである。また、州ごとに行われるのは解試のみであるが、太学には三舎の法による選抜という近道があり、悪知恵を働かせることができるからである。

いま混補の説を提唱する者は、その多くが温州、福州、処州、婺州の出身者で、その他の州の者は同調していない。しかしこれら数州の者だけが、性急で競争心が強く、その他の州の者が、無欲で控えめであるというわけではない。勢いに駆り立てられて、そうならざるを得ないだけなのである。そこでいま、その弊害を解消しようとして、州ごとの合格者の定員を等しくすることを急務としなければ、他に良い方法があったとしても、何を補うことができようか。

それゆえまずは礼部に、過去三回にわたる最終試験への受験者の人数を州ごとに調べさせ「太学の最終試験の受験者数のこと。解試も州ごとに人数を調整する」、従来の合格者数と比較検討し、合格率を何割と定めて、それを新たな定員とする「十分の一を定員とするのであれば、一万人の最終試験の受験者があれば、百人を定員として、これを酌量する」。また太学の定員や、三舎の法により採用される者の割合を減らし、それを諸州の定員に割り当てて、州ごとに格差のないようにする「そこに住む受験者数の割合を鑑みて、しばらく旧定員数に従うことを許可する」。そうすれば学生は、自らの出身地に安心して暮らし、居住地から離れて駆け回ろうとする気はなくなるであろう。

所以必立德行之科者、徳行之於人大矣。然其實則皆人性所固有、人道所當爲、以其得之於心故謂之徳、以其行之於身故謂之行、非固有所作爲增益而欲爲觀聽之美也。士誠知用力於此、則不唯可以修身、而推之可以治人、又可以及夫天下國家。故古之教者、莫不以是爲先、若舜之命司徒以敷五教、命典樂教胄子、皆此意也。

至於成周而法始大備、故其人材之盛、風俗之美、後世莫能及之。漢室之初、尚有遺法、其選舉之目、必以敬長上、順鄉里肅政教、出入不悖所聞爲稱首。魏晉以來、雖不及古、然其九品中正之法、猶爲近之。及至隋唐、遂專以文詞取士、而尚德之舉、不復見矣。積至於今、流弊已極。其勢不可以不變、而欲變之、又不可不以其漸。故今莫若且以逐州新定解額之半、而又折其半、以爲德行⁽¹⁾之科。「如解額百人、則以二十五人爲德行科。蓋法行之初、恐考察未精、故且取其半而又減其半、其餘五十人自依常法。」明立所舉德行⁽²⁾之目、「如八行之類。」專委逐縣令佐從實搜訪、於省試後保明津遣赴州、守俸審實、保明申部。於當年六月以前、以禮津遣、限本年內到部、撥入太學、於近上齋舍安排、而優其廩給、仍免課試、長貳以時延請詢考。至次年終、以次差充大小職事、又次年終、擇其尤異者特薦補官、餘令特赴明年省試、比之餘人、倍其取人分數。「如餘人二十取一、則此科十而取一。蓋解額中已減其半矣。」殿試⁽³⁾各升一甲、其不中人、且令住學、以俟後舉。其行義有虧、學術無取、舉者亦當議罰、則士知實行之可貴、而不專事於空言矣。

〔校異〕

a 固：四庫全書本、「故」に作る。 b 唯：叢書集成本、「惟」に作る。 c 之初：叢書集成本、「初興」に作る。 d 津遣：四庫全書本、「發遣」に作る。

〔注釈〕

(1) 九品中正之法：九品官人法。地方に置かれた中正官がその地の人物に九等の序列をつけて評価し、中央官吏に推薦する法。

(2) 八行：八行取士科。孝、悌、睦、姻、任、恤、忠、和の八つの品行の優れた者を選抜する。

(3) 殿試：皇帝のもとで行なわれる科擧の最終試験。

〔通釈〕

②「必ず徳行に関する科目を設置しなければならない。」それは徳行が人間にとつて重大な事柄だからである。実際には誰しも本性として備えているものであり、人の道として必ずなさねばならない。それを心に得るからこそ徳といい、それを我が身に行うからこそ行といい、もとより作為や増益までして、目や耳の心地よさを求めるものではない。士たる者が、誠にここに力を向けることを知ったならば、ただ身を修めることができるのみならず、これを推し拡げて人を治め、さらに天下国家にまで及ぼすことができるのである。

それゆえ古の教育では、この徳行をこそ第一とした。舜が司徒に命じて五教を広め、典樂に命じて嫡子を教えさせたのは、みなこの意である。周の世となって、教育制度ははじめて完備したが、豊富な人材、素晴らしい風俗は、後世の及ぶところではない。漢の初めには、なおその制度が残っていたので、選抜の科目として、必ず目上を敬い、郷人に従い、政教を尊び、挙動が学んだことに違わない者を首席としていた。魏晋以降は、古には及ばないまでも、九品中正法（九品官人法）は、なお古の制度に近いものであった。隋唐に至ると、遂に文章詩文だけで採用し、徳行を尊ぶ選抜は、もはやなくなってしまった。これが当世まで続き、その弊害はすでに極限まで達している。

この状態は改めないわけにはいかないが、改めようとするならば、徐々にやっつけていかなければならない。それゆえ当分は、州ごとの新たな定員の半数から、さらにその半数を減らしていき、（すなわち四分の一を）徳行の科目による合格者とするのがよい。「定員が百人の場合には、二十五人を徳行の科目の合格者とする。

やはり制度を履行した当初は、選考が精密でないと思われるので、まずは定員の半数を採用して、そこからその半数を減らしていくのである。その他の五十人は、従来通りのやり方で選抜する。」

選抜の方法として徳行の科目を「八行取士科のごとく」明らかに立てて、各県の県令（長官）と県丞（次官）に全てを委ねて、事実に基づき（徳行の人を）求めさせる。そして省試（中央試験）の終了後に、責任を持ってその人物を赴任する州へと送りどけ、その州の知州（長官）と通判（補佐役）が責任を持って、礼部に具申する。そしてこの年の六月以前に、丁重に（礼部に）送りどけて、その年のうちに礼部を経て太学に入学させる。そこでは良質な宿舍を手配して、十分な給金を与え、また各種試験を免除して、その長官や次官らが随時呼び寄せて口頭試験を行う。

次の年の終わりには、重大な職務から些末な仕事までを順次やらせて、さらに次の年の終わりには、そこでとりわけ優れていた（半数にあたる）者を特別に推薦して官に就かせる。その他の（残りの半数にあたる）者は、翌年の省試を受験させ、別の（通常のやり方で選抜される）者と比べて、合格の割合を倍にする。「例えば通常の受験者を二十人に一人合格させるならば、徳行の科による者は十人に一人を合格させる。やはり定員ということでは、始めにその半数を減らしているからである。」殿試では、それぞれ（第一甲から第五甲まで、合格者を五つの等級に分ける）甲を一つ格上げする。そこで合格しなかった者は、ひとまず太学にとどめて、次の試験に備えさせる。品行に欠けたところがあつた者は、学問にも見るべきところがない者は、その推薦者にも罰を与えるべきである。このようにすれば、人士は実なる行いをこそ尊ぶべきと知り、空言ばかりをものすことにはならないであらう。

所以必罷詩賦者、空言本非所以教人、不足以得士、而詩賦又空言之尤者、其無益於設教取士章章明矣。然熙寧〔一〕罷之、而議者不以爲是者、非罷詩賦之不善、乃專主王氏經義之不善也。故元祐初議有改革、而司馬溫公呂申公、皆不欲復。其欲復之者、唯劉摯爲最力、然不過以考校之難而爲言耳。是其識之卑、而說之陋、豈足與議先王教學官人之本意哉。今當直罷無可疑者、如以習之者衆、未欲遽罷、則限以三舉而遞損其取人之數、俟其爲之者少而後罷之、則亦不駭於俗、而其弊可革矣。

〔校異〕

a 益於：叢書集成本・四庫全書本、「與」に作る。

〔注釈〕

(1) 熙寧罷之：北宋王安石「乞改科條制劄子」(『臨川文集』卷四所収)を受けて改定された貢舉の新制を指す。『統資治通鑑長編』卷二二〇に、「(熙寧四年)二月丁巳朔、中書言、……今定貢舉新制、進士罷詩賦帖經墨義、各占治詩書易周禮禮記一經、兼以論語孟子。每試四場、初本經、次兼經並大義十道、務通義理、不須盡用注疏。次論一首、次時務策三道、禮部五道」(二月丁巳朔、中書言ふ、……今定むる貢舉の新制、進士は、詩賦、帖經、墨義を罷め、各おの占めて詩、書、易、周禮、礼記の一經を治め、兼ぬるに論語、孟子を以てす。每試四場、初めは本經、次いで兼經並びに大義十道、務めて義理に通じ、須らく尽くは注疏を用ふべからず。次いで論一首、次いで時務策三道、礼部五道)云々とある。このこ

とについては、近藤一成「王安石の科擧改革をめぐる」(『東洋史研究』四六一三、一九八七年二月)のち二五三頁前掲書に所収)に詳しい。

(2) 王氏経義：王氏は、^宋王安石。本誌二〇号二二六頁参照。いわゆる新法を主導し、その一貫として、前述の「三舎の法」などを実施した。ここで「経義」とあるのは、『三経新義』を指す。

『三経新義』は、王安石ら新法党一派の手による『毛詩』『尚書』『周礼』の注釈書。経書の統一解釈を目指すべく編纂されたもので、熙寧八年(一〇七五)、各地の学校に頒布された。これらは早くに散逸したが、いま程元敏による『三経新義輯考彙評』(華東師範大学出版社、二〇一一年二月)に、その佚文を見ることが出来る。

(3) 司馬温公呂申公：司馬温公は、^{北宋}司馬光。本誌一七号二七八頁参照。いわゆる旧法党の主導者。呂申公は、^{北宋}呂公著(一〇一八〜一〇八九)、字は晦叔。司馬光とともに宰相を務め、申国公の位を追贈された。伝は『宋史』卷三三六、『宋元学案』卷一九など。

(4) 劉摯：^{北宋}劉摯(一〇三〇〜一〇九七)は、字は莘老、諡は忠肅、河北東光の人。司馬光亡き後旧法党の中心人物の一人となる。著に『忠肅集』二十卷の書がある。伝は『宋史』卷三四〇、『宋元学案』卷二など。劉摯による詩賦再開の要請については、『忠肅集』卷四「論取士并乞復賢良科疏」を見られたい。

〔通釈〕

③「必ず詩賦は廃止しなければならない。」空言はもとより人を教える手段ではなく、それによって人士

を採用するには不十分だからである。詩賦は空言の最たるものであり、教育を施し人士を採る上で、無益であることは明白である。しかし熙寧（四年・一〇七二）にこれを廃止したとき、論者が賛同しなかったのは、詩賦を廃止することをよしとしなかったわけではなく、王安石の『三經新義』のみに基づくことをよしとしなかったからである。それゆえ元祐年間（一〇八六〜一〇九三）の初めに改革を議論した際にも、司馬光や呂公著らはみな詩賦を復活させることを望まなかった。詩賦を復活させたがった者は、ただ劉摯^しだけで、彼がその急先鋒となった。しかしそれも成績審査の困難さということから、そう言っているだけであつた。これはその学識の低さと、議論の固陋さによるものであつて、どうしてそんな輩と、先王が学を教え、人を官につけた本意を議論するに足りようか。いまや直ちに詩賦は廃止すべきであること、何ら疑いはないであらう。けれどももし詩賦を学んだ者が多いため、にわかには廃止するわけにいかないというのであれば、これから三回の試験に限って（現状のままの試験を行い）、そのうち合格者数を次第に減らしていき、（詩賦を治める者が少なくなるのを）待つ。かくして詩賦を廃止すれば、世間を騒がすことなく、その弊害を改めることができるであらう。

所以必分諸經子史時務之年者、古者大學之教、以格物致知爲先、而其考校之法、又以九年知類通達、強立不反爲大成。蓋天下之事、皆學者所當知、而其理之載於經者、則各有所主而不能通也。況今樂經亡而禮經缺、二戴之記已非正經、而又廢其一焉。蓋經之所以爲教者、已不能備、而治之者、類皆舍其所難而就其所易、僅

窺其一而不及其餘、則於天下之事、宜有不能盡通其理者矣。若諸子之學、同出於聖人、各有所長、而不能無所短、其長者固不可以不學、而其所短亦不可以不辨也。至於諸史、則該古今興亡治亂得失之變、時務之大者、如禮樂制度天文地理兵謀刑法之屬、亦皆當世所須而不可闕、皆不可以不之習。然欲其一旦而盡通、則其勢將有所不能而卒至於不行。若合所當讀之書、而分之以年、使天下之士、各以三年而共通其三四之一、則亦若無甚難者。故今欲以易、詩、書爲一科、而子年年試之、周禮、儀禮及二戴之禮爲一科、而卯年試之、春秋及三傳爲一科、而酉年試之。「年分皆以省試爲界、義各二道。」諸經皆兼大學、論語、孟子、中庸。「義各一道。」論則分諸子爲四科、而分年以附焉。「諸子則如荀揚王韓老莊之屬、及本朝諸家文字。當別討論分定年數、兼許於當年史傳中出論二道。」策則諸史、時務亦然。「諸史、則左傳、國語、史記、兩漢爲一科、三國、晉書、南北史爲一科、新舊唐書、五代史爲一科、通鑑爲一科、時務則律曆地理爲一科、通禮新儀爲一科、以次分年、如經子之法、策各二道。」則士無不通之經、無不習之史、而皆可爲當世之用矣。

〔校異〕

a 揚：四庫全書本、「揚」に作る。 b 史傳：底本、「中傳」に作る。叢書集成本に拠つて改めた。四庫全書本、「省試」に作る。 c 曆：叢書集成本・四庫全書本、「歷」に作る（乾隆帝・弘曆の避諱）。 d 爲：叢書集成本・四庫全書本、此の字無し。

〔注釈〕

(1) 荀揚王韓老莊：それぞれ荀子、揚雄、王通、韓愈、老子、莊子を指す。とりわけ前漢揚雄、隋王通、唐韓愈は、訓詁、注疏の学の流れの中に飛び石のように突出している儒者として、慶暦年間の頃から士大夫

らに尊ばれていた。揚雄、韓愈は既出。それぞれ本誌二〇号一三二頁、一七号二五八頁参照。

王通（五八四～六一七）、字は仲淹、諡は文中子、山西龍門の人。經書に模した『統經』を制作した他、『中説（文中子）』と称される言行録が今に伝わる。伝は『旧唐書』卷一九〇など。

〔通釈〕

④「必ず諸經書や子書、史書や対策（時事問題）の年を振り分けなければならない。」それは、古では格物致知を『大学』の教えの先務とし、さらにその審査の方法は、『礼記』学記にいう「九年に類を知りて通達し、強立して反らず」（九年生になると、類推によって通達し、堅く自立して違反しない）を大成とするものであったからである。やはり天下の事柄について、学ぶ者は全て知らなければならぬ。けれども經書に載せられている理は、各經書ごとに主とするところがあり、一貫しているわけではない。ましてやいま『樂經』は亡び、『礼經』は欠け、『大戴礼』『礼記（小戴礼）』は本来の經書でない上に、その一書（である『大戴礼』）は廃止されてしまった。教育の手だてとなる經書は、もはや完備しておらず、これを修める者もおおむねみな難解なところを捨てて、平易なところを取るにとどまり、わずかにその一端をうかがうのみで、それ以上に及ぶことはない。天下の事柄についても、全ての理に通達することができないのは当然である。

諸子の学も、同じく聖人より出ているので、それぞれに長所はあるが、短所もないわけにはいかない。その長所はもちろん学ばなければならぬが、短所もまた弁えなければならぬ。諸史というものは、古今の興亡や治乱、得失の変化を備えている。時務の重大なもの、すなわち礼楽、制度、天文、地理、兵謀、刑法

といった類は、やはりみな当世必須の事柄であり、欠くことができない。いずれも学習しなければならないものである。

しかし、わずかな時で全てに通読させようとしても、勢として無理が生じ、結局うまくいかない。もしも必読の書をまとめて、これを各年に振り分けて、天下の士にそれぞれ三年で三つ、もしくは四つのうちの一書に通読させる。このようであれば、さほどの困難はないであろう。例えば『周易』『毛詩』『尚書』を一科として子年と午年に、『周礼』『儀礼』および『礼記』『大戴礼』を一科として卯年に、『春秋』およびその三伝を一科として酉年に試験する。「年の分け方はみな省試の年で区切った。それぞれ経義二題とする」。またこれらの諸経には、いずれも『大学』『論語』『孟子』『中庸』を兼ねさせる「それぞれ経義一題とする」。論については、諸子を分けて四科とし、年ごとに振り分ける。「諸子とは、荀子、揚雄、王通、韓愈、老子、莊子の類、および本朝（宋朝）諸家の文章などを指す。年の分け方については、別に議論して定める。兼ねてその年の諸史から論二題を出題してもよい。」策は、諸史を課す。時務についても同様である。「諸史については、『左伝』『国語』『史記』『漢書』『後漢書』を一科とし、『三国志』『晋書』『南史』『北史』を一科とし、『新唐書』『旧唐書』『五代史』を一科とし、『資治通鑑』を一科とする。時務については、律、曆、地理を一科とし、通礼、新儀を一科とする。順序立てて年ごとに振り分けることは、経書、子書のやり方と同じである。それぞれ策二題とする。」このようにすれば、士はあらゆる経書に通読し、あらゆる史書に習熟し、みな当世有用の人材となるであろう。

其治經必專家法者、天下之理、固不外於人之一心、然聖賢之言則有淵奧爾雅、而不可以臆斷者、其制度名物行事本末、又非今日之見聞所能及也。故治經者、必因先儒已成之說、而推之。借曰、未必盡是、亦當究其所以得失之故、而後可以反求諸心而正其繆。此漢之諸儒、所以專門名家、各守師說而不敢輕有變焉者也。但其守之太拘、而不能精思明辨以求真是、則爲病耳。然以此之故、當時風俗、終是淳厚。近年以來、習俗苟偷、學無宗主。治經者、不復讀其經之本文、與夫先儒之傳注。但取近時科舉中選之文、諷誦摹倣、擇取經中可爲題目之句、以意扭捏、妄作主張、明知不是經意、但取便於行文、不暇恤也。蓋諸經皆然、而春秋爲尤甚。主司不惟不知其繆、乃反以爲工而置之高等、習以成風、轉相祖述慢侮。聖言日以益甚。名爲治經、而實爲經學之賊、號爲作文、而實爲文字之妖、不可坐視而不正也。今欲正之、莫若討論諸經之說、各立家法、而皆以注疏爲主。如易則兼取胡瑗、石介、歐陽修、王安石、邵雍、程頤、張載、呂大臨、楊時、書則兼取劉敞、王安石、蘇軾、程頤、楊時、晁說之、葉夢得、吳棫、薛季宣、呂祖謙、詩則兼取歐陽修、蘇軾、程頤、張載、王安石、呂大臨、楊時、呂祖謙、周禮則劉敞、王安石、楊時、儀禮則劉敞、二戴禮記則劉敞、程頤、張載、呂大臨、春秋則啖助、趙正、陸淳、孫明復、劉敞、程頤、胡安國。大學、論語、中庸、孟子、則又皆有集解等書、而蘇軾、王雱、吳棫、胡寅等說、亦可采。「以上諸家、更加考訂增損、如劉彝等說、恐亦可取。」令應舉人各占兩家以上、於家狀內及經義卷子第一行內一般聲說、將來答義、則以本說爲主、而旁通他說以辨其是非。則治經者不敢妄牽己意、而必有据依矣。

〔校異〕

a 悔：叢書集成本、「悔」に作る。 b 趙正：四庫全書本、「趙匡」に作る（宋の太祖・趙匡胤の諱を避け、趙匡は「趙正」と記されることがある）。

〔注釈〕

(1) 胡瑗：^{北宋}胡瑗『周易口義』十二卷。門弟の倪天隱が、胡瑗の『周易』講義を記録した書。

胡瑗（九九三～一〇五九）、字は翼之、諡は文昭、江蘇海陵の人。安定先生と称される。石介、孫復らと併せて、いわゆる「宋初三先生」と称される。晩年に太学で教授し、程顥、程頤ら多くの学生を育てた。著に『洪範口義』の書もある。伝は『宋史』卷四三二、『宋元学案』卷一など。

(2) 石介：^{北宋}石介『周易解義』十卷（『易解』『易義』とも言う）。その詳細は不明だが、『直齋書録解題』では、「止解六十四卦、亦無大發明」（「止だ六十四卦を解するのみ、亦た大なる發明無し」と評される。

石介（一〇〇五～一〇四五）、字は守道、山東奉符の人。徂徠先生と称される。いわゆる「宋初三先生」の一人で、胡瑗らとともに、当時の太学で活躍した。著に『徂徠集』の書がある。伝は『宋史』卷四三二、『宋元学案』卷二など。

(3) 歐陽脩：^{北宋}歐陽脩『易童子問』三卷。童子の質問に答える形で、『周易』に対する自己の見解を述べた書。いわゆる「十翼」が、孔子の作でないことを指摘したことで知られる。歐陽脩（一〇〇七～一〇七二）は、既出。本誌第一七号二六五頁参照。

(4) 王安石：^{北宋}王安石『易義』十卷、また二十卷。王安石自身は「少作未善」（少くして作るも未だ善ならず）の書としたが、^{北宋}龔原、^{北宋}耿南仲らにより注が附され、科挙のテキストとして用いられた。王鉄

『宋代易学』（上海古籍出版社、二〇〇五年九月）に附録として「王安石《易義》輯存」があり、その佚文がまとめられている。王安石は、既出。本誌二〇号一三六頁参照。

(5) 邵雍：^{北宋}邵雍『皇極經世書』十二卷。『周易』の象数論を下地として、元会運世と称する宇宙時間の単位による壮大な歴史的循環論について説いた書。

邵雍（一〇一〇—一〇七七）、字は堯夫、諡は康節。河南洛陽に長く身を置き、安樂先生と号した。いわゆる「北宋五子」の一人とされ、道学の系譜に入れられる。著に『伊川擊壤集』などの書がある。伝は『宋史』卷四二七、『宋元学案』卷九など。

(6) 程頤：^{北宋}程頤『易伝』四卷。義理易の立場にたつて、天地に基づく人間の行為基準を読み取ることを意図した『周易』の注釈書。朱熹はこれに対して、卜筮を重視する立場から『周易本義』を著している。

(7) 張載：^{北宋}張載『易説』三卷、また十卷。『周易』の注釈書だが、その解釈にことよせて、太虚や氣といった自己の思想的関心を述べる性格が強い。張載は、既出。本誌第一四号一〇頁参照。

(8) 呂大臨：^{北宋}呂大臨『易章句』一卷。『周易』の注釈書であるが、はなはだ簡略で未完の書とされる。陳俊民 輯校『藍田呂氏補遺輯校』（中華書局、一九九三年一月）に、その佚文がまとめられる。

呂大臨（一〇四六？—一〇九二？）、字は与叔、号は芸閣、陝西藍田の人。兄の呂大防、呂大鈞（本誌第一八号一二頁参照）らとともに張載に学び、張載の死後は程頤に師事した。伝は、『宋史』卷三四〇、『宋元学案』卷九など。

(9) 楊時：^{北宋}未詳。いま^{北宋}楊時の手による『周易』に関する単著はないが、『龜山集』卷一三・語録（南都

所聞)には、ある程度まとまった『周易』についての議論が見える。また^{北宋}方聞一『大易粹言』は、二程、張載、游酢ら七家の説をまとめたもので、ここには楊時の『周易』解釈も収める。

楊時(一〇五三〜一一三五)、字は中立、諡は文靖、福建将楽の人。龜山先生と称された。二程に師事し、程顥に「我が道南す」と言わしめるなど、その学を福建に伝えたとされる。著に『龜山集』『二程粹言』などの書がある。伝は『宋史』卷四二八、『宋元学案』卷二五など。

(10) 劉敞^{北宋}…劉敞^{しやう}『七經小伝』卷上・尚書を指すか。『七經小伝』は、『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』『春秋公羊伝』『論語』の七書について論じた書。また『郡齋讀書志』には、「尚書解十四卷、右皇朝顧臨、蔣之奇、姚闢、孔武仲、劉敞、王會之、周範、蘇子才、朱正夫、吳孜所撰。後人集之爲一編、然非完書也」とあり、当時劉敞らの『尚書』解釈を収めた『尚書解』のあったことが確認できる。

劉敞(一〇一九〜一〇六八)、字は原父、号は公是、江西新喻の人。弟の劉攽^{はん}、子の劉奉世とともに三劉と称される。經学に通じ、とりわけ『春秋權衡』など春秋学に関する著作も多い。著にまた『公是集』等の書がある。伝は『宋史』卷三一九、『宋元学案』卷四など。

(11) 王安石^{北宋}…王安石『書義』十三卷、『三經新義』の一。二六三頁、注(2)参照。実際には王安石個人の手によるものではなく、その子の王雱^{ほう}や門弟らが著したと考えられる。また王安石に関わる『尚書』についての書としては、別に『洪範伝』一卷がある。

(12) 蘇軾^{北宋}…蘇軾『書伝』十三卷。蘇軾がその晩年に著した『尚書』の注釈書。王安石『書義』隆盛の當時にあつて、多くの異説を唱えた。蘇軾は、既出。本誌第一七号二八七頁参照。

(13) 程頤：北宋程頤『書說』一卷、『郡齋讀書志』に見え、程頤の『尚書』に関する四十余篇の説を、その門人が記した書とされる。また『堯典舜典解』一卷が『宋史』に見える。あるいは『程氏經說』卷二・書解を指すか。『程氏經說』は、『周易』繫辭伝と『尚書』『毛詩』『春秋』等についての解釈をまとめたもの。

(14) 楊時：楊時『書義弁疑』一卷。王安石『書義』を論難した書。

(15) 晁説之：北宋晁説之『書伝』。晁説之の撰とされるも、その詳細は不明。

晁説之（一〇五九―一一二九）、字は以道、伯以、河北澶州の人。司馬光（号は迂叟）に心酔し、自ら景迂生と号した。著に『詩伝』『春秋伝』といった經学の書、およそ十九種があり（『嵩山文集』卷二〇附録の晁子健後記による）、慎重嚴密に經典を解釈していく態度を取った。他に『嵩山文集』『客語』の書もある。伝は、『宋元学案』卷二二など。

(16) 葉夢得：南宋葉夢得『書伝』十卷。『文獻通考』經籍考には「頗採諸家之説、而折衷其是非」（頗る諸家の説を採りて、其の是非を折衷す）とある。

葉夢得（一〇七七―一一四八）、字は少蘊、号は石林、江蘇吳興の人。『春秋』に通じ、『春秋伝』『春秋考』『春秋三伝讖』を著した。他の著に『石林燕語』『避暑録話』『建康集』などの書がある。伝は『宋史』卷四四五など。

(17) 呉棫：南宋呉棫『書裨伝』十二卷、また十三卷。総説、書序、君弁、臣弁、攷異、詁訓、差牙、孔伝の八篇からなり、その考証は精密であったという。呉棫は既出、本誌第一七号二七八頁参照。

(18) 薛季宣：南宋薛季宣『書古文訓』十六卷。『四庫提要』（書類・存目一）では、「其訓義亦無甚發明」〔其の訓義亦た甚だ發明する無し〕と評される。

薛季宣（一一三四—一一七三）、字は士龍、号は良齋、浙江永嘉の人。いわゆる事功派永嘉学派の有力者として知られる。著に『浪語集』の書がある。伝は『宋史』卷四三四、『宋元学案』卷五二など。

(19) 呂祖謙：南宋呂祖謙『書說』。原書は十三卷の未完の書で、それに門弟の時澗が二十二卷を増修し、併せて三十五卷となった。呂祖謙は、既出。本誌第一六号一三五頁参照。

(20) 歐陽修：北宋歐陽脩『詩本義』十五卷、また十六卷。まず毛伝鄭箋について論じ、その正しきはそのまゝに、誤りのみをやむを得ず改めた書。

(21) 蘇軾：北宋蘇軾の弟の蘇轍『詩解』二十卷を指すか。『詩解』は、「詩序」を孔子の作とせず、後漢衛宏の作とし、冒頭の一言を残して以下刪去したところに特徴があるとされる。

(22) 程頤：北宋程頤『詩說』二卷、『郡齋讀書志』に見え、程頤の『毛詩』に関する説を、その門人が記した書とされる。『宋史』には、『新解』一卷とある。あるいは『程氏經說』卷三・詩解を指すか。

(23) 張載：北宋張載『詩說』一卷。『宋史』にその名が見え、『近思錄』卷六には、この書から採録したと思しき佚文が見える（いま『張子全書』卷一四・近思錄拾遺にも見える）。あるいは『經学理窟』の「詩書」の項を指すか。

(24) 王安石：北宋王安石『詩義』二十卷、また三十卷。『三經新義』の一。二六三頁、注（2）参照。実際には王安石が辞を訓じ、その子の王雱が義を釈したとされる。

(25) 呂大臨…未詳。^{北宋}呂大臨ら兄弟の遺著について、諸書目から引かれたその提要が、二七〇頁、注(8) 陳俊民前掲書にまとめられるが、そこに『毛詩』に関するものは見えない。

(26) 楊時…^{北宋}楊時『詩辨疑』一卷。

(27) 呂祖謙…^{南宋}呂祖謙『呂氏家塾詩記』三十二卷。当時における代表的な『毛詩』注釈書の一。小序を主とする立場にたち、広く諸家の説を採りつつ自説を開陳した。

(28) 劉敞…^{北宋}劉敞『七經小伝』巻中・周礼を指すか。二七一頁、注(10) 参照。

(29) 王安石…^{北宋}王安石『周礼義(周官新義)』二十二卷。『三經新義』の一。二六三頁、注(2) 参照。『三經新義』のうち、『周礼義』のみは王安石の自作であり、晩年まで改定の手を止めなかつたと考えられる。

(30) 楊時…^{北宋}楊時『周礼弁疑』一卷。^{北宋}王安石『周礼義』を論難した書。

(31) 劉敞…^{北宋}劉敞『七經小伝』巻中・儀礼を指すか。二七一頁、注(10) 参照。

(32) 劉敞…^{北宋}劉敞『七經小伝』巻中・礼記を指すか。二七一頁、注(10) 参照。

(33) 程頤…^{北宋}程頤『経説』巻五・礼記、「改正大学」を載せる(および^{北宋}程頤の「改正大学」を併載)。また『宋史』には、^{北宋}司馬光、程頤、^{北宋}張載の手になる『三家冠婚喪祭礼』五巻の書が見える。

(34) 張載…^{北宋}張載『礼楽説』その詳細は不明だが、『近思録』巻一二には、この書から採録したと思しき佚文が見える(いま『張子全書』巻一四・近思録拾遺にも見える)。あるいは『経学理窟』の「礼楽」の項を指すか。

(35) 呂大臨：北宋呂大臨『礼記解』四卷、また十六卷など。礼にもつとも通じていたという呂大臨の『礼記』の注釈書。陳俊民 輯校『藍田呂氏補遺輯校』（中華書局、一九九三年一月）に、その佚文がまとめられる。また、「大学」「中庸」の両篇にとりわけ意を注いでいたらしく、『大学解』『中庸解』なる単行された書もあったようである。さらに呂大臨の礼に関する著として、『儀礼』士喪礼を中心に凶礼を論じた『編礼』三巻もある。

(36) 啖助趙正陸淳：唐陸淳『春秋集伝纂例』、及びそこに引く唐啖助、唐趙匡の説を指す。三者はいずれも従来の左氏、公羊、穀梁の三伝いずれかに依拠する『春秋』学の伝統を退け、直接経文にあたって『春秋』を解釈していこうとする立場にたった。

啖助（七二四～七七〇）、字は叔佐。河北趙州の人で、陝西閩中に移る。著に『春秋集伝集注』『春秋統例』の書がある。伝は『新唐書』卷二〇〇など。

趙匡、字は伯循。山東河東の人。啖助を訪ねて、『春秋』について意見を交わし、共鳴するところが多かったという。著に『五経弁惑』『春秋闡微纂類義統』の書がある。

陸淳（？～八〇六）、字は伯沖。のち唐・憲宗（李純）の名（「淳」と同音）を避けて、質に改名した。江蘇呉郡の人。早年に啖助に師事した。いま伝わる著に『春秋集伝纂例』の他、『春秋弁疑』『春秋微旨』の書がある。伝は『旧唐書』卷一八九、『新唐書』卷一六八など。なお以上の三者の事跡、著述に関する詳細は、戸崎哲彦「中唐の新春秋学派について その家系・著作・弟子を中心に」（『彦根

論叢』二四〇、一九八六年一〇月)を参照されたい。

(37) 孫明復^{北宋}：孫復『春秋尊王發微』十二卷。『春秋』褒貶のうち、貶の側面に着目し、乱臣賊子を厳しく弁難した書。また孫復の『春秋』に関する著としては、『春秋総論』三卷などの書がある。

孫復(九九二〜一〇五七)、字は明復、号は富春、山西平陽の人。泰山先生と称される。いわゆる「宋初三先生」の一人で、当時の太学で活躍した。著に『孫明復小集』一卷の書がある。伝は『宋史』巻四三二、『宋元学案』巻二など。

(38) 劉敞^{北宋}：劉敞『春秋伝』十五卷。また劉敞の『春秋』関連の著としては、『春秋權衡』『春秋意林』『春秋説例』『春秋文権』の書がある。

(39) 程頤^{北宋}：程頤『経説』巻四・春秋伝。単行することを企図していたらしく、いまその序(春秋伝序)も見えるが、未成の書である。

(40) 胡安国^{南宋}：胡安国『春秋伝』三十卷。本誌一六号一二四頁参照。

(41) 集解^魏：何晏『論語集解』など、漢唐の諸注釈を指すか。

(42) 蘇軾^{北宋}：蘇軾『論語解』十卷。湖北黄州に流謫された際、執筆された『論語』の注釈書。その義の明らかでない箇所は、弟子が改めた。

(43) 王雱^{北宋}：王雱『論語口義』十卷。また王雱『孟子解』十四卷。前者は、^{北宋}王安石と^{北宋}陳用之の『論語解』とともに、のちに科挙のテキストとして用いられた。後者は『郡齋讀書後志』によれば、当時『百家孟子解』十二巻の書があり、そこに王安石や^{北宋}許允成の『孟子解』とともに収められていた。

王雱（一〇四四〜一〇七六）、字は元沢、江西臨川の人。王安石の長子で、変法改革時には有力な補佐役となったが、父の王安石よりも先に没した。著に『老子注』『莊子注』『元沢文集』などの書がある。伝は、『宋史』卷三二七、『宋元学案』卷九八など。

(44) 吳棫：南宋 吳棫『論語指掌』。詳細は不明。清鄭方坤『全閩詩話』卷四「吳棫」の項に、その書名が見える。

(45) 胡寅：南宋 胡寅『論語詳説』十卷、また二十卷。広東新州に追放された際、『読史管見』とともに執筆された『論語』の注釈書。胡寅は既出、本誌第一七号二六〇頁参照。

(46) 劉彝：北宋 劉彝『七經中義』一百七十卷。詳細は不明だが、南宋王応麟『玉海』によれば、『周易』『毛詩』『尚書』『春秋』『周礼』『礼記』『論語』の七經について論じた書であったらしい。

劉彝（一〇二九〜一〇八六）、字は執中、福建福州の人。早くに胡瑗に学び、王安石に反対した。また治水を善くしたことが、『近思録』にも挙げられる。著に『明善集』『居易集』の書がある。伝は『宋史』卷三三四、『宋元学案』卷一など。

〔通釈〕

⑤ 「経を修める者は、必ず（漢代以来の一経専門の）家法を守らなければならない。」天下の理はもとより人の一心に他ならないが、聖賢の言は深淵典雅にして、臆見によって断じ得ない。さらにその制度、名物、行事、本末についても、やはり今日の見聞からは窺い知ることができないからである。それゆえ経を修めるには、必ず先儒の業績を踏まえて、これを推し広げていく。たとえその全てが正しいとはいえなくとも、そ

の正誤得失の原因を追究して、その上で心に反求してその誤りを正すべきである。これこそ漢の諸儒らが、専門を立てて一家の説を成し、各々師説を守り、軽々しく変えなかったことである。ただあまりに師説を守ることに固執したために、精細明晰に思弁して、真理を求めることができなくなってしまったのが弊害である。それでもこのようであったため、当時の風俗は、結局のところ濃厚であった。

近年以来、習俗は怠惰となり、學問に根本がなくなった。經を修めるものは、もはや經書の本文や先儒の注釈を読んでいない。ただ最近の科挙合格者の文章を模倣して、經書の中から出題されそうな文句を選んで、臆見を附会してみだりに説をたてる。明らかに經書の意に背くと知っていながら、文章を作る上での便宜を取るばかりで、省みることさえしない。諸經いずれもこのような有様だが、『春秋』がとりわけひどいものである。主司（試験委員長）は（このような答案の）誤りに気付かないばかりか、かえって巧みであると上位に置いている。この慣習は風のように広まり、聖人の言葉を蔑ろにすること、日ごとにひどくなっている。經を修めるなどとは名ばかりで、その実は經学の賊であり、文を作ると号しても、その実は文字の妖である。座視して正さないままではいられない。

いまこれを正そうとするならば、諸經の説を検討して、それぞれの經書に家法を立てて、いずれも注疏に基づくようにさせるのがよい。たとえば『周易』は、胡瑗『周易口義』、石介『周易解議』、歐陽脩『易童子問』、王安石『易義』、邵雍『皇極經世書』、程頤『易伝』、張載『易説』、呂大臨『易章句』と楊時の説を兼取する。『尚書』は、劉敞『七經小伝』、王安石『書義』、蘇軾『書伝』、程頤『書説』、楊時『書義弁疑』、晁説之『書伝』、葉夢得『書伝』、呉棫『書裨伝』、薛季宣『書古文訓』、呂祖謙『書説』を兼取する。『詩』

は、歐陽脩『詩本義』、蘇軾、程頤、張載『詩說』、王安石『詩義』、呂大臨、楊時『詩辨疑』、呂祖謙『呂氏家塾讀詩記』を兼取する。『周礼』は、劉敞『七經小伝』、王安石『周礼義』、楊時『周礼弁疑』。『儀礼』は劉敞『七經小伝』。二戴の『礼記』は、劉敞『七經小伝』、程頤『經說』、張載、呂大臨『礼記解』。『春秋』は、陸淳『春秋集伝纂例』と（そこに引かれる）啖助、趙匡の説、孫明復『春秋尊王發微』、劉敞『春秋伝』、程頤『經說』、胡安国『春秋伝』。『大学』『論語』『中庸』『孟子』は、さらにまた『論語集解』など（の漢唐諸注釈）がある。蘇軾『論語解』、王雱『論語口義』『孟子解』、吳棫『論語指掌』、胡寅『論語詳說』等の説もまた採用すべきである。「以下諸家については、さらに考訂し増減する。劉彝『七經中義』等の説についても採用すべきであろう。」受験者には二家以上を修めさせ、調書や經義の答案の第一行目にはつきりとその旨を述べさせる。そして經義に答えるにあたっては、本説を主としつつも他説に通じさせ、その是非を弁別させる。そうすれば經を修める者は、みだりに自分の言いたいことにとらわれず、必ず依拠するところがあるようになる。

其命題所以必依章句者、今日治經者、既無家法、其穿鑿之弊、已不可勝言矣。而主司命題、又多爲新奇、以求出於舉子之所不意、於所當斷而反連之、於所當連而反斷之。大抵務欲無理可解、無理可通、以觀其倉卒之間、趨附離合之巧。其始蓋出於省試上天之載、無聲無臭、儀刑文王之一題。然而當時傳聞猶以爲怪、及今年、則無題不然、而人亦不之怪矣。主司既以此倡之、舉子亦以此和之。平居講習、專務裁剪經文、巧爲鬪釘、

以求合乎主司之意。其爲經學賊中之賊、文字妖中之妖、又不止於家法之不立而已也。今既各立家法、則此弊勢當自革。然恐主司習熟見聞、尚仍故態、却使舉子愈有拘碍、不容下筆。願下諸路漕司、戒勅所差考試官、今後出題、須依章句、不得妄有附益裁剪。如有故違、許應舉人依經直答、以駁其繆、仍經本州及漕司陳訴、將命題人重作行遣、其諸州申到題目、亦令禮部、國子監長貳看詳、糾舉譴罰。則主司不敢妄出怪題、而諸生得守家法、無復敢肆妖言矣。又按前賢文集、策問皆指事設疑、據實而問、多不過百十字。嘉祐治平以前、尚存舊體、而呂申公家傳記熙寧事、乃云有司發策問、必先稱煩時政、對者因大爲諛詞、以應之。然則此風、蓋未遠也。今亦宜爲之禁、使但條陳所問之疑、畧如韓歐諸集之爲者、則亦可以觀士子之實學、而息其諛佞之姦心矣。

〔校異〕

a 理：叢書集成本・四庫全書本、「說」に作る。 b 鬪釘：叢書集成本・四庫全書本、「餽釘」に作る。

c 煩：叢書集成本・四庫全書本、「頌」に作る。

〔注釈〕

(1) 省試上天之載、儀刑文王之一題：『毛詩』大雅・文王には、「文王に儀刑す」の後ろに、「万邦 孚と作る」(かくして万邦はまこととなる)の一句が続く。けれどもこの一句を除いてしまったならば、「上天の載」が「文王に儀刑す」ることとなり、意味をなさなくなる。なお同様の指摘は、『朱子語類』卷一〇九・13条などにも、「出題目定不肯依經文成片段、都是断章牽合、是甚麼義理。三十年前人猶不敢如此、只因一番省試出上天之載、無声無臭、儀刑文王三句、後遂成例」(題目を出すに定めて肯て經文

に依り片段を成さず、都て是れ章を断じて牽合す、是れ甚麼の義理ならん。三十年前、人猶ほ敢て此の如くならず、只だ一番の省試に、上天の載、無声無臭、文王に儀刑すの三句を出し、後に遂に例を成す」と見える。

(2) 呂申公家伝：呂申公は、^{北宋}呂公著。二六三頁、注(3)参照。『統資治通鑑長編』などに、その佚文が多く引かれる。当該の引用文も、『統資治通鑑長編』卷四〇八・元祐三年(一〇八八)二月癸巳の条に、熙寧三年(一〇七〇)の貢挙のこととして引かれている。

〔通釈〕

⑥ 「出題は(正確に句読の切られた)章句に準拠させる。」昨今の經書を修める者には、もはや(漢代以来の一經専門の)家法がなく、その穿鑿の弊害は、言うに堪えない状況であり、さらに主司(試験委員長)の出題も、奇を衒って、受験生の意表をつこうとするものが多く、断句すべきところを逆に繋げたり、繋げべきところで断句してしまったりしている。これはおおむね理として解し得ず、説として通らないような問題で、とっさのひらめきを見ようとしているのだが、おそらくかつて省試に出題された『毛詩』大雅・文王の)「上天の載は、無声無臭、文王に儀刑す」(上天の事は、声もなく臭いもない、文王を手本と仰ぐ)の一題に端を発したものであろう。当時これを伝え聞いたものは、やはり奇問だと見なしていたが、ここ数年には、そのような出題ばかりになって、奇問だとも思われなくなつた。主司がこれを率先してやっている上に、受験生も調子を合わせて従つてしまっている。普段の講習では、専ら經文の一部を切り取つて、つまらない文章を巧みに列ねて、主司の意に沿うよう務めるのみである。これでは經学の賊の中の賊、文字の妖

〔注釈〕

(1) 李廌所記元祐侍講呂希哲之言：北李廌の著、『齊南先生師友談記』に見える逸話。

李廌（一〇五九—一一〇九）、字は方叔、陝西華州の人。徳隅齋、齊南先生、太華逸民などと号する。

その文章は蘇軾の知るところとなり、いわゆる「蘇門六君子」の一人に数えられる。著に『齊南集』『齊南先生師友談記』等の書がある。伝は『宋史』卷四四四など。

北呂希哲は、字は原明。呂公著の長子。二程子や張載に学び、父の公著とともに王安石の新法に反対した。著に『呂氏雜記』の書がある。伝は『宋史』卷三三六など。

(2) 胡翼之：北胡瑗、翼之は字。二六九頁、注(1)参照。

(3) 待補之法：混補による受験者の数を制限しようという法。

(4) 混補：二五三頁、注(5)参照。

(5) 監試漕試附試：二五三頁、注(2)(3)(4)参照。

〔通釈〕

⑧「学校では有徳の者を選抜して、その教育指導を担当させ、実学を志す士を来たらしめ、(州ごとの合格者の)増員や州県三舎の法といった行き過ぎた恩恵は削減し、(科擧及第に有利にはたらくといった)利益で誘う課程を塞ぐ。」古の大学は、教育を主として、それから士を起用した。それゆえ士たちは、義のためにやって来るのであって利のためにやって来るのではなかった。

ここでひとまず、本朝のことについて述べてみよう。例えば李廌は、元祐年間(一〇八六—一〇九四)に

に依り片段を成さず、都て是れ章を断じて牽合す、是れ甚麼の義理ならん。三十年前、人猶ほ敢て此の如くならず、只だ一番の省試に、上天の載、無声無臭、文王に儀刑すの三句を出し、後に遂に例を成す」と見える。

(2) 呂申公家伝：呂申公は、^北呂公著。二六三頁、注(3)参照。『統資治通鑑長編』などに、その佚文が多く引かれる。当該の引用文も、『統資治通鑑長編』卷四〇八・元祐三年(一〇八八)二月癸巳の条に、熙寧三年(一〇七〇)の貞挙のこととして引かれている。

〔通釈〕

⑥ 「出題は(正確に句読の切られた)章句に準拠させる。」昨今の經書を修める者には、もはや(漢代以来の)一經専門の)家法がなく、その穿鑿の弊害は、言うに堪えない状況であり、さらに主司(試験委員長)の出題も、奇を衒って、受験生の意表をつこうとするものが多く、断句すべきところを逆に繋げたり、繋げべきところで断句してしまったりしている。これはおおむね理として解し得ず、説として通らないような問題で、とっさのひらめきを見ようとしているのだが、おそらくかつて省試に出題された(『毛詩』大雅・文王の)「上天の載は、^{ニト}無声無臭、文王に儀刑す」(上天の事は、声もなく臭いもない、文王を手本と仰ぐ)の一題に端を発したものであろう。当時これを伝え聞いたものは、やはり奇問だと見なしていたが、ここ数年には、そのような出題ばかりになって、奇問だとも思われなくなつた。主司がこれを率先してやっている上に、受験生も調子を合わせて従ってしまっている。普段の講習では、専ら經文の一部を切り取って、つまらない文章を巧みに列ねて、主司の意に沿うよう務めるのみである。これでは經学の賊の中の賊、文字の妖

の中の妖であり、家法が立たないどころの話ではない。いま諸経書それぞれに家法を立てれば、傾向としてこの弊害も自ずと改善されるであらう。

けれども恐らくは、主司が慣れ親しんだ私見のみに安んじて、その旧態のままであるならば、受験生はますます拘束されて、筆を下ろすこともできなくなるであらう。どうか諸路の転運司に命令を下して、任用された試験官に、今後は章句に依拠して出題し、妄りに経文を繋げたり切り取ったりできないよう警告してもらいたい。もしもこれに故意に違反したならば、受験生には経書に基づいて答えさせ、その誤りを論駁させる。さらに当該州、および転運司を通じて、出題者に重い処分を課す。また諸州から報告された試験問題は、礼部と国子監の長、次長らに詳しく見させて、糾弾や処罰を加えさせる。そうすれば、主司は妄りに奇問を出題しなくなり、学生たちは家法を守って、妖しげな言葉をもすこともなくなるであらう。

また先賢の文集を調べてみると、彼等の策問は、事実に依拠して疑問を投げかけており、その字数は多くても百数十字程度である。嘉祐（一〇五六〜一〇六三）、治平年間（一〇六四〜一〇六七）以前は、なお旧体を存していた。けれども『呂申公家伝』には、熙寧年間（一〇六八〜一〇七七）の事について「役人が策問を出題する際には、まず必ず時政を褒め称え、解答者は大いに阿諛追従する言葉を並べて、これに応じた」とある。そうであるならば、やはりこの風習は、さほど昔からのことではないのであらう。今こそこれを禁じ、韓愈や歐陽脩の文集に収められたもののように、ただ質問された問いかけに答えるようにさせる。そうすれば士人は実学に向かい、阿諛追従の姦心は止むことであらう。

其必使答義者、通貫經文、條陳衆說、而斷以己意者、其說已略具於家法之條矣。蓋今日經學之難、不在於治經而難於作義。大抵不問題之小大長短、而必欲分爲兩段、仍作兩句對偶破題、又須借用他語、以暗貼題中之字、必極於工巧而後已。其後多者三二千言、別無他意、不過止是反復敷衍破題兩句之說而已。如此不唯不成經學、亦復不成文字、而使學者卒歲窮年、枉費日力、以從事於其間、甚可惜也。欲革其弊、當更寫卷之式。明著問目之文、而疏其上下文、通約三十字以上。次列所治之說、而論其意、又次旁列他說、而以己意反復辨析、以求至當之歸。但令直見聖賢本意、與其施用之實、不必如今日經義分段破題對偶敷衍之體。每道止限五六百字以上、則雖多增所治之經、而答義不至枉費辭說、日力亦有餘矣。至於舊例、經義禁引史傳、乃王氏末流之弊、而論子史者、不復訂以經指、又俗學卑近之失、皆當有以正之。使治經術者通古今、議論者識原本、則庶乎其學之至矣。

〔校異〕

a 唯…叢書集成本、「惟」に作る。 b 指…叢書集成本、「旨」に作る。

〔通釈〕

⑦「經義（經書の意味内容）を答えさせる問題は、必ず經書本文に通曉させ、諸説を列挙させた上で、自らの見解で結論を定めさせる。」このことについては、先に家法の箇所であらかた述べた。やはり昨今の經学の難解さは、經書を修めることにはなく、經義として答えることにある。おおむね問題文の長短にかかわらず、解答は二つの段落に分ける。そしてまずは二句の対句を用いて破題（主題を説破した書き出しの部分）

を作るようにするが、さらに別の言葉を借用し、暗にそこに出題の字句を散りばめるなど、技巧を凝らしてしまう。その後は、多ければ二、三千字を費やすが、そこに大した内容はなく、破題の二句の説を繰り返して、敷衍するだけである。このような解答は、経学と言えないばかりか、文章とすら言えない。学ぶ者たちが、生涯に渡って日々精力を浪費し、このようなことにかかずらわしておくのは、非常に惜しむべきことである。

この弊害を改めようとするのであれば、答案の形式を改めるべきである。まず問題文を明らかにして、その前後の経文、三十字以上を書かせる。次に自らが修めた説を並べてその意味を論じ、続いてあまねく諸説を列挙して、自らの意思に基づき繰り返し分析して、最も妥当な結論を求めさせる。ただ聖賢の本意とその現実的な効果を手短かに論じさせるのみで、いまの経義における分段や破題、対句や敷衍の体を取らせない。問題一つにつき、解答の分量は五、六百字以下に制限する。このようであれば、修めるべき経書の種類が多くなるうとも、経義として答えることに言辞を費やすことにもならず、日々余力が生じる。

先例に拠れば、経義では史書を引用することが禁止されている。これは王安石末流の弊害である。子書や史書を論じる者が、経書によって子史の文章を訂正しないことや、また浅はかな俗学の思い違いなどは、正さなければならぬ。経学を修める者が子史など古今の書に通じ、子史を論じるものが経学という根本を知る。このようであつてこそ、学問の極みと言えるであろう。

其學校、必選實有道德之人、使爲學者師、以來實學之士、裁減解額舍選謬濫之恩、以塞利誘之塗者。古之太

學、主於教人、而因以取士。故士之來者、爲義而不爲利。且以本朝之事言之。如李⁽¹⁾廌^(b)所記元祐侍講呂希哲之言曰、仁宗之時、太學之法寬簡、國子先生必求天下賢士、真可爲人師者。就其中又擇其尤賢者、如胡⁽²⁾翼之之徒、使專教導規矩之事。故當是時、天下之士不遠萬里來就師之。其游太學者、端爲道藝、稱弟子者中心說而誠服之。蓋猶有古法之遺意也。熙寧以來、此法浸壞、所謂太學者、但爲聲利之場、而掌其教事者、不過取其善爲科舉之文、而嘗得僑於場屋者耳。士之有志於義理者、既無所求於學、其奔趨輻湊而來者、不過爲解額之濫舍選之私而已。師生相視、漠然如行路之人。閒相與言、亦未嘗開之以德行道藝之實。而月書季考者、又祇以促其嗜利苟得冒昧無恥之心、殊非國家之所以立學教人之本意也。欲革其弊、莫若一遵仁皇之制、擇士之有道德可爲人師者、以爲學官而久其任、使之講明道義以教訓其學者、而又痛減解額之濫以還諸州、罷去舍選之法、而使爲之師者、考察諸州所解德行之士、與諸生之賢者、而特命以官。則太學之教不爲虛設、而彼懷利干進之流、自無所爲而至矣。如此、則待⁽³⁾補之法、固可罷去、而混⁽⁴⁾補者、又必使與諸州科舉同日引試、則彼有鄉舉之可望者、自不復來而不患其紛冗矣。至於取人之數、則又嚴爲之額、而許其補中之人、從上幾分特赴省試、則其舍鄉舉而來赴補者、亦不爲甚失職矣。其計會⁽⁵⁾監試漕試附試之類、亦當痛減分數、嚴立告賞、以絕其冒濫。其諸州教官、亦以德行人充、而責以教導之實、則州縣之學、亦稍知義理之教、而不但爲科舉之學矣。

〔校異〕

a 者：四庫全書本、「夫」に作る。 b 廌：叢書集成本、「薦」に作る。 c 求：叢書集成本、「法」に作る。

d 僑：叢書集成本、「雋」に作る。 e 湊：叢書集成本・四庫全書本、「輳」に作る。 f 計會：四庫全書

本、「餘」に作る。

〔注釈〕

(1) 李廌所記元祐侍講呂希哲之言…^{北宋}李廌の著、『齊南先生師友談記』に見える逸話。

李廌（一〇五九―一一〇九）、字は方叔、陝西華州の人。徳隅齋、齊南先生、太華逸民などと号する。

その文章は蘇軾の知るところとなり、いわゆる「蘇門六君子」の一人に数えられる。著に『齊南集』『齊南先生師友談記』等の書がある。伝は『宋史』卷四四四など。

^{北宋}呂希哲は、字は原明。呂公著の長子。二程子や張載に学び、父の公著とともに王安石の新法に反対した。著に『呂氏雜記』の書がある。伝は『宋史』卷三三六など。

(2) 胡翼之…^{北宋}胡瑗、翼之は字。二六九頁、注(1)参照。

(3) 待補之法…混補による受験者の数を制限しようという法。

(4) 混補…二五三頁、注(5)参照。

(5) 監試漕試附試…二五三頁、注(2)(3)(4)参照。

〔通釈〕

⑧「学校では有徳の者を選抜して、その教育指導を担当させ、実学を志す士を来たらしめ、(州ごとの合格者の)増員や州県三舎の法といった行き過ぎた恩恵は削減し、(科擧及第に有利にはたらくといった)利益で誘う課程を塞ぐ。」古の大学は、教育を主として、それから士を起用した。それゆえ士たちは、義のためによって来るのであって利のためにやって来るのではなかった。

ここでひとまず、本朝のことについて述べてみよう。例えば李廌は、元祐年間(一〇八六―一〇九四)に

侍講（皇帝の教育係）であつた呂希哲の言葉を記している。そこには「仁宗皇帝（在位一〇二二〜一〇六三）の治世には、太学の方式は寛容簡素であつたし、国子監の教員には、必ず人の師となるべき天下の賢士を求めていた。その中でもとりわけ賢明な者、例えば胡瑗といった人物を選び出して、指導に専念させていた。それゆえ当時は、天下の士たちが遠路をもとめずじやうてきて、このような者に師事していたのである。太学に遊学する者はしっかりと道芸のために学び、弟子と称する者は心から悦んで、師に感服していた」とある。やはり依然として、古の名残りがあつたのである。

熙寧年間（一〇六八〜一〇七七）以降、この古の名残りは次第に減んでいつてしまった。太学というものは、単なる名声利益を得るための場所となり、そこで教育に携わる者も、科擧の答案を作るのがうまく、かつて試験でよい成績を残した者が選ばれるのみとなつた。義理に志す者もいたが、彼らはもはや太学に求めるところはなく、集まり群がる士どもは、（州ごとの合格者の）増員や州県三舎の法による恩恵を追い求めてに過ぎなかつた。師と学生とが出会つても、無関心で道行く人とすれ違ふようであり、時おり彼らが語り合うことがあつても、それは德行や学芸に関するものではなかつた。月ごと、季節ごとの試験は、ただ利欲をむさぼり、恥知らずな心を促すだけであつた。学校を立てて、人を教育しようという国家の本意とは、到底言えないものだったのである。

このような弊害を改めたいといふのであれば、次のようにすることだ。ひたすら仁宗皇帝の時代の制度に従つて、有徳の師を選んで教官とし、長くその任務に就かせる。そして道義を講義させ、学生に教授させる。さらに徹底して過剩合格者を大きく削減し、その定員を諸州に還元する。また州県三舎の法は撤廃する。

(州学の)教師となつた者は、諸州が選抜した徳行の士と優秀な学生を審査して、彼らに官を与えるべく特命を下す。このようにすれば、太学の教えは虚しく設けられたものとはならず、利益と榮達を求める輩は、自ずと何もできなくなつていくであろう。そうであれば、待補の法などはもとより廃止すべきであり、さらに混補を、諸州で行われる試験(郷挙)と同日に実施すれば、自ずと郷挙に臨むことのできるものが、(郷挙に不合格でも、混補によつて)再度太学によつて来るといふことはなくなり、制度の混乱に煩うこともなくなるのである。

合格者の数については、嚴格に定員を定め、混補の者のうち上位幾人かを、特別に(郷挙を受けずに)省試(中央試験)を受験できるようにすれば、郷挙を放棄して混補に赴いた者も、職を失うことにはならない。監試や漕試、附試なども計算して、その定員の割合を大きく削減する。また密告を奨励する制度を嚴密に立てて、職權の乱用を廢絶する。諸州の教官に徳行ある人を充てて、誠実な教育を求めたならば、州や県の学生たちもまた、義理の教えをよく理解して、科挙の学をなすというだけにはならないであろう。

至於制舉名爲賢良方正、而其實但得記誦文詞之士。其所投進詞業、亦皆無用之空言、而程試論策、則又僅同覆射兒戲、初無益於治道、但爲仕宦之捷徑而已。詞科則又習於諂諛夸大之詞、而競於駢儷刻雕之巧、尤非所以爲教。至於武舉則其弊、又不異於儒學之陋也。欲革其弊、則制科當詔舉者、不取其記誦文辭、而取其行義器識、罷去詞業六論、而直使待對於廷、訪以時務之要。而不窮以隱僻難知之事。詞科則當稍更其文字之體、

使以深厚簡嚴爲主、而以能辨析利害敷陳法度爲工。武舉則亦使學官放經義論策之制、參酌定議、頒下武經總要等書、而更加討論、補其遺逸、使之誦習、而立其科焉。則庶乎小大之材、各得有所成就、而不爲俗學之所病矣。夫如是、是以教明於上、俗美於下、先王之道得以復明於世、而其遺風餘韻、又將有以及於方來。與夫規規然固守末流之弊法、而但欲小變一二於其間者、利害相絕、固有間矣。草茅之慮偶及於此、故敢私記其說、以爲當路之君子其或將有取焉。

〔校異〕 異同無し。

〔注釈〕

(1) 制舉：制科。二五五頁、注(2) 参照。

(2) 詞科：博學鴻詞科。二五五頁、注(3) 参照。

(3) 武經總要：『武經總要』四十卷。北宋仁宗皇帝の勅命を受けて、曾公亮、丁度らにより編纂された総合的な軍事著作。制度や辺防をまとめた前集と、故事や占候をまとめた後集に分かれる。

〔通釈〕

⑨ 制科については、名目は賢良方正であるものの、実際には文詞を暗記している士を取るだけである。提出された文章はみな役に立たない空言であり、さらに論や策の解答も単なる子供の当て物遊びと同じであつて、もとより道を治めるのに益はなく、ただ仕官への近道となつていただけである。博學鴻詞科の科目は、阿諛追従と誇大な表現に習熟し、駢儷文や美文の巧みさを競うだけであり、とりわけ教えとはいえないものである。武舉（武官登用試験）についても、その弊害は儒学の愚かなあり様と同じである。

この弊害を改めようとするのであれば、制科を担当する者は、文辞を暗記した者を取るのではなく、義理や見識の優れた者を取る。文詞の技芸や六論（試験として課せられた六題からなる論）は撤廃して、直接朝廷に上らせて、時事問題の要点を試問する。偏りのある事柄や分かりにくい事柄で、受験者を困らせてはならない。博学鴻詞科では、文体を改めて、重厚にして質素謹嚴なものを主とさせ、しっかりと利害を分析し、法律制度をあまねく述べているものを巧みであるとする。武挙では教官に、経義や論、策のやり方に倣って協議検討させ、『武経総要』などの書を頒行する。その上でさらに討論を加えて、欠けたところを補って誦習させて、その科を設ける。これらのようにしたならば、資質に応じて、各々の才能を開花させ、俗学によって悩まされることもなくなる。

このようであれば、教えは上に明らかとなり、習俗も下に美しくなり、先王の道が再び世に明らかとなり、その遺風や余韻は、さらに未来に及ぶであろう。頑なに末流の悪習に固執して、その一二のみしか変更を望まないような者とは、もとより利害とするところがかけ離れている。

私めの浅慮は、思いがけなくもこのようなことにまで及び、そのため謹んでこの説を私記しました。政を担う君子におかれましては、あるいはお取りあげになる方もいようかと存じます。

朱子¹調息箴。

鼻端有白、我其觀之。隨時隨處、容與猗移。靜極而嘯、如春沼魚。動已而吸、如百蟲蟄。氤氳開闔、其妙無

窮。孰其尸之、不宰之功。雲臥天行、非予敢議。守一處和、千二百歲。

〔按、雙峯語錄⁽²⁾云、門人問涵養之道須用敬否。曰、固是如此。但工夫熟時、亦不用說敬、只是纔靜便存、而今初學、却須把敬來作一件事、常常持守、久之而熟、則忘其爲敬矣。問、明道⁽³⁾教人且靜坐是如何。曰、此亦爲初學而言。蓋他從紛擾中來、此心不定如野馬然、如何便做得功夫。故教它靜坐、待此心寧後、却做功夫。然亦非教它終只靜坐也。故下且字、先生因言調息箴、亦不可無。如釋氏之念佛號、道家之數息⁽⁴⁾、皆是要收此心使之專一在此。若此心不存、則數珠之數、數息之數、皆差了。調息亦然。人心不定者、其鼻息之噓氣常長、吸氣常短、故須有以調之。息數亨勻、則心亦漸定、調息又勝數息。○明甫⁽⁵⁾見勉齋⁽⁶⁾說性者、萬物之一原。明甫曰、在廬山時、饒師魯曾如此說來。勉齋曰、是它這事物靜了、看得如此。○須是靜、方看得道理出。廬山諸人、如蔡元思⁽⁷⁾、胡伯量⁽⁸⁾輩、皆不肯於此著功。見某有時靜坐、諸公皆見攻、以爲學禪。雖宏齋⁽⁹⁾亦不能不以爲慮也。○看道理、須是涵養。若此心不得其正、如何看得出。調息箴亦不可無。蓋心固氣之帥、然亦當持其志、無暴其氣也。〕

〔校異〕

a 朱子調息箴：叢書集成本、此の下に「張本似刪、今仍靈壽課士定本、姑存之」の小子双行注が入る。 b
且：叢書集成本、「宜」に作る。

〔注釈〕

(1) 朱子調息箴：『朱文公文集』卷八五に所収。静坐での呼吸法について説く。

(2) 双峯語録：^{南宋}饒魯の語録を指す。饒魯は、字は伯輿、仲元。双峰は号。江西余干の人。黄榦に師事し、

朱学の正統を継いだとされる。伝は、『宋元学案』巻八三など。他に『西銘図』『近思録注』などの書や、『五経講義』『語孟紀聞』といった経書の注釈書を著した。とりわけ『四書大全』にその説が多く引かれるなど、明初までは著名な学者であった。

(3) 明道教人且静坐：『程氏外書』巻一二・78条に、北宋程顥が謝良佐に説いた語として「且静坐。伊川毎見人静坐、便歎其善學」「且く静坐せよ。伊川人の静坐するを見る毎に、便ち其の学を善くすることを歎ず」とある。また『近思録』巻四・存養に採録。

(4) 道家之数息：鼻息の出入を数えることで、心を專一にさせる実修法。北齊葛洪『抱朴子』に見えるほか、種々の仏典にも散見する。

(5) 明甫：南宋方暹、号は連雲、湖南平江の人。明甫（父）は字。李燔に師事する。後に黄榦に学び、その門弟第一と称された。伝は『宋元学案』巻六三など。

(6) 勉齋：南宋黄榦、勉齋は号。既出、本誌第一五号五二頁参照。饒魯、方暹の師。

(7) 蔡元思：南宋蔡念成（また念誠）、江西德安の人。元思は字。江西廬山の白鹿洞書院で朱熹に学んだ。伝は『宋元学案』巻六九など。

(8) 胡伯量：南宋胡泳、号は洞源（また桐源）、江西建昌の人。伯量は字。著に『四書衍説』の書がある。李燔とともに、晩年の朱熹に師事した。伝は『宋元学案』巻六九など。

(9) 宏齋：南宋李燔、字は敬子、江西建昌の人。宏齋は号。晩年の朱熹に師事した。伝は『宋史』巻四三〇、『宋元学案』巻六九など。

〔通釈〕

朱子「調息箴」

鼻先より息が出入、それをじつと観察する。時に従い処に従って、のびやかに素直になる。静が極まり息を吐く、春の沼に躍動し始める魚のように。動が極まり息を吸う、虫が（冬を前に）隠れ潜むように。盛んな気の動静出入は、その靈妙なること極まりを知らず。一体誰がこれを司るのだ、宰制のない自然の功である。雲がかかり天がめぐることについて、議論するつもりはない。ただ一つの道を守り、万物の調和に身を置けば、千二百年を経ても衰えることはないであろう。

『双峰語録』には、以下のようにある。饒魯の門人が質問した、「涵養の道には、敬を用いなければならぬのでしょうか。」饒魯が答えた、「その通り。ただし工夫が熟したならば、敬を説く必要はない。ただ静穩でさえあれば、心は存していく。いま初学者であれば、敬を唯一のこととして、常日ごろから保っていく。そうして熟していけば、敬は忘れるものだ。」門人が質問した、「程顥がさしあたり静坐を教えたのは、どういうことでしょうか。」饒魯が答えた、「これもまた初学者のために言ったものである。やはり人は、慌ただしい日常の中では、野馬のように心が定まらないものである。そこでどうしてすぐさま工夫をなすことができようか。それゆえ初学者には静坐を教えて、心が安寧になるのを待つて、それから工夫を行わせたのである。とはいえ終始、静坐のみを教えていたのではない。だから程顥は、「さしあたり」（且く）と言ったのである。」さて朱熹が「調息箴」を著したことは、軽んずるべきでない。仏者の念仏や、道家の数息なども、心を収めて専一たらしめることを求めている。もし心が存していなければ、

(念仏を数えるために用いる) 数珠の回数も、数息の回数も役には立たない。これは調息も同様である。心が安定しないのは、鼻から吐く息は長く、吸う息は短いものだからである。それゆえ呼吸を調えなければならぬ。呼吸の数を調べれば、心もまた次第に安定することとなる。調息は(ただ呼吸の回数を数える) 数息よりも優れているといえる。

方暹は、黄榦が「性は万物の根源である」と述べたのを受けて言った、「江西廬山に居たとき、饒魯先生もそのように説いておられました。」黄榦が言った、「それは事物が静になつてから、このように理解したのであらう。」

静であつて、始めて道理が分かる。江西廬山の蔡念成や胡泳などは、みな静について努力することはなかつた。私が時々静坐するのを見ては、彼らは禅を学ぶ者として批判してきた。李燔ですら、思うところがないわけにはいかなかつた。

道理が分かるためには、涵養しなければならぬ。もし心が正しきを得られなければ、どうして道理が分かるものか。それゆえ調息箴は、軽んずることができない。やはり心は気を統帥するものであるから、志を把持して気の乱れを防がなければならないのである。」

饒雙峯語録云、⁽¹⁾下學上達、意在言表。程子此語蓋爲讀書者言。讀書是下學之一事。蓋凡下學者、皆可以上達、但恐下學得不是、則不能上達耳。且如讀書、則聖人所以作經之意、是上面一層事。其言語、則只是下面一層

事、所以謂之意在言表。若讀書而能求其意、則由辭以通理而可上達。若但溺心於章句訓詁之間、不能玩其意之所以然、則是徒事於言語文辭而已、決不能通其理也。程子曰、玩其辭²、不得其意者有矣。又曰、前儒失意以傳言、後學誦言而忘味。此皆下學得不是、而無由上達者也。問、夫子所謂下學兼知行否。曰、夫子此章只說知。惟程子引此以釋忠恕違道不遠、曰斯下學上達之義、却是兼知行說。問、或問云上達而與天爲一、是知行俱到能如此否。曰、與天爲一、亦以知言。方其未上達時與天隔幾重在。及其既已上達、則吾心即天、天即吾心。但聖人之上達、與學者之上達、有遲速之不同。聖人才學便達、學者則今日格一物、明日格一物、久後方貫通。

〔校異〕

a 由：叢書集成本・四庫全書本、「絲」に作る。 b 失：四庫全書本、「述」に作る。

〔注釈〕

(1) 下學上達、意在言表：『程氏遺書』卷一一・明道先生語一・131条に、「君子上達、小人下達。下學而上達、意在言表也」〔君子は上達し、小人は下達す。下學して上達すとは、意言の表に在るなり〕とある。

(2) 玩其辭、後學誦言而忘味：程頤『易傳』序に、「去古雖遠、遺經尚存。然而前儒失意以傳言、後學誦言而忘味。……君子居則觀其象而玩其辭、動則觀其變而玩其占。得於辭不達其意者有矣、未有不得於辭而能通其意者也」〔古を去ること遠しと雖も、遺經尚ほ存す。然り而して前儒は意を失ひ以て言を伝へ、後學は言を誦して味はひを忘る。……君子居れば則ち其の象を觀て其の辭を遊び、動けば則ち其

の変を觀て其の占を遊ぶ。辞を得て、其の意に達せざる者有るも、未だ辞を得ずして能く其の意に通ずる者有らざるなり」とある。また『近思錄』卷三・致知に採録。

(3) 忠恕違道不遠、曰斯下学上達之義…『論語精義』卷二下・里仁、「参乎、吾道一以貫之」章に対する程頤の解釈。

(4) 上達而与天爲一…『論語或問』卷一八・憲問に、「及其上達而與天爲一焉、則又有非人之所及知者、而獨於天理爲相關爾」〔其の上達するに及びて天と一と爲れば、則ち又た人の知に及ぶ所に非ざる者有りて、独だ天理に於て相關すと爲るのみ〕とある。

〔通釈〕

『双峰語録』には、以下のようにある。「『論語』憲問にいう「下学して上達す」とは、意は言外にあるということだ」という程頤のこの発言は、読書する者のために言われたものであろう。読書は下学のうちの一つだからである。やはり下学するものはみな上達し得るが、正しく下学しなければ、上達することはできないであろう。例えば読書について言うならば、聖人が経書を作った意図は、一段上の次元のことであり、そこに載せられた言葉は、一段下の次元のことである。それゆえ「意は言外にある」と言われているのである。もしも読書をして、その意を求めることができたならば、言葉を通して道理に通達したということであり、上達し得たのだ。もしもただ心を章句や訓詁のなかに埋没させて、その意の然る所以のところを味わうことができなければ、いたずらに言葉尻にかかずらわつたに過ぎず、決してその道理に通達することはできない。程頤は「言葉は味わうけれども、その意を理解できない者がいる」と言い、また「先儒はその意を失

つて言葉のみを伝え、後学はこれを唱えるのみで、味わうことを忘れていゝ」と言う。これらはいずれも正しく下学することなく、上達する手だてのないものである。

質問した、「孔夫子のいわゆる下学とは、知と行を兼ねて言っているのでしょうか。」饒魯が答えた、「孔夫子のこの章は、知について言っただけである。しかし程頤は『中庸』十三章の「忠恕道を違ること遠からず」を解釈するにあたり、この章を引用して「これが下学上達の意である」と言っただが、これは知と行を兼ねて言っているのである。」質問した、『論語或問』には「上達して天と一と為る」とありますが、知と行がともに至ってこそ、このようになれるのでしょうか。」饒魯が答えた、「天と一と為る」とは、また知について言っている。まだ上達していないときには、天と幾重もの隔たりがある。すでに上達したならば、我が心こそが天であり、天こそ我が心である。けれども聖人の上達と学者の上達には、遅速の相違がある。聖人はわずかに学んだだけでも上達するが、学者は今日も一物に格り、明日も一物に格り、こうして長きを経てようやく貫通するのである。」

集慶路江東書院講義

端禮竊聞之。朱子曰、爲學之道、莫先於窮理、窮理之要、必在於讀書。讀書之法、莫貴乎循序而致精、而致精之本、則又在於居敬而持志、此不易之理也。其門人與私淑之徒、會粹朱子平日之訓、而節取其要、定爲讀書法六條。曰循序漸進、曰熟讀精思、曰虚心涵泳、曰切己體察、曰著緊用力、曰居敬持志。且所謂循序漸進者、

朱子曰、以二書言之、則通一書而後及一書。以一書言之、篇章文句首尾次第、亦各有序、而不可亂也。量力所至而謹守之。字求其訓、句索其旨、未得乎前、則不敢求乎後、未通乎此、則不敢志乎彼。如是、則志定理明、而無疎易陵躐之患矣。若奔程趨限、一向趨看了、則看猶不看也。近方覺此病痛、不是小事。元來道學不明不是上面欠工夫、乃是下面無根脚。其循序漸進之說如此。所謂熟讀精思者、朱子曰、荀子說誦數以貫之、見得古人誦書亦記遍數。乃知橫渠教人讀書必須成誦、真道學第一義。遍數已足、而未成誦、必欲成誦。遍數未足、雖已成誦、必滿遍數。但百遍時、自是強五十遍時、二百遍時、自是彊一百遍時。今所以記不得、說不去、心下若存若亡、皆是不精不熟之患。今人所以不如古人處、只爭這些子。學者觀書讀得正文、記得註解、成誦精熟、註中訓釋文意事物名件、發明相穿紐處一一認得、如自己做出來底一般、方能玩味反覆、向上有通透處。若不如此、只是虛設議論、非爲己之學也。其熟讀精思之說如。此所謂虛心涵泳者、朱子曰、莊子說吾與之虛而委蛇。既虛了、又要隨他曲折去。讀書須是虛心方得。聖賢說一字是一字、自家只平着心去秤停他、都使不得一毫杜撰。學者看文字、不必自立說、只記前賢與諸家說便了。今人讀書多是心下先有箇意思了、却將聖賢言語來揆他底意思。其有不合便穿鑿之使合。其虛心涵泳之說如此。所謂切己體察者、朱子曰、入道之門、是將自箇己身入那道理中去、漸漸相親與己爲一。而今人道在這裏、自家在外元不相干。學者讀書、須要將聖賢言語體之於身。如克己復禮、如出門如見大賓等事、須就自家身上體覆、我實能克己復禮、主敬行恕否、件件如此、方有益。其切己體察之說如此。所謂着緊用力者、朱子曰、寬着期限、緊着課程。爲學要剛毅果決、悠悠不濟事。且如發憤忘食、樂以忘憂、是甚麼精神、甚麼骨肋。今之學者、全不會發憤。直要抖擻精神、如救火治病、然如撐上水船、一篙不可放緩。其着緊用力之說如此。所謂居敬持志者、朱子曰、程先

生云、涵養須用敬、進學則在致知。此最精要。方無事時、敬以自持。凡心不可放入、無何有之郷、須是收斂在此。及應事時、敬於應事。讀書時、敬於讀書、便自然該貫動靜、心無不在。今學者說書、多是捻合來說、却不詳密活熟。此病不是說書上病。乃是心上病、蓋心不專靜純一、故思慮不精明。須要養得虛明專靜、使道理從裏面流出方好。其居敬持志之說如此。

〔校異〕

a 粹：叢書集成本、「粹」に作る。 b 且：叢書集成本・四庫全書本、「其」に作る。 c 文句：叢書集成本、「字句」に作る。 四庫全書本、「句字」に作る。 d 陵：四庫全書本、「凌」に作る。 e 看：叢書集成本、「著」に作る。 f 道學：叢書集成本、「學道」に作る。 g 亡：叢書集成本、「忘」に作る。 h 名：叢書集成本、「各」に作る。 i 揍：叢書集成本・四庫全書本、「湊」に作る。 j 自箇己身：四庫全書本、「自己箇身」に作る。 k 骨肋：叢書集成本、「筋骨」に作る。

〔注釈〕

(1) 江東書院：元王進徳（一二四六～一三二九）が集慶路（いまの江蘇南京）に創建した書院。程端礼は泰定年間（一二三四～一三二八）の頃に、この江東書院の山長を務めていた。

(2) 為学之道、此不易之理也：『朱子読書法』卷一。また『朱文公文集』卷一四「行宮便殿奏劄」二。

(3) 読書法六条：『朱子読書法』に掲げる読書法六条。『朱子読書法』は、朱熹の門弟南宋輔広が編集し、後に張洪、南宋齊熙が増補したもの。既出、本誌第一三号一二〇頁、一四三頁参照。

(4) 以二書言之、而無疎易陵躐之患矣：『朱子読書法』卷一。また『朱文公文集』卷七四「読書之要」。

(5) 若奔程趣限、乃是下面無根脚：『朱子読書法』卷一。また『朱文公文集』卷五二「答吳伯豊」一。

(6) 朱子曰、荀子説誦數以貫之、見得古人誦書亦記遍數：『朱子読書法』卷一。また『朱子語類』卷一〇

・61条。北宋司馬光の説（『温国文正文文集』卷五九「答明端太祝言」）を踏まえて、「温公答一學者書、

説爲學之法。學荀子四句云、誦數以貫之、思索以通之、爲其人以處之、除其害以持養之。荀子此説亦好。

誦數云者、想是古人誦書亦記遍數」（『温公一學者の書に答へ、爲學の法を説く。荀子の四句に云ふ、「誦

數して以て之を貫き、思索して以て之に通じ、其の人を爲して以て之と処り、其の害を除きて以て之を

持養す」を挙ぐ。荀子の此の説亦た好し。誦數と云ふ者は、想ふに是れ古人書を誦するに亦た遍數を

記す」云々とある。

(7) 乃知横渠教人読書必須成誦、真道学第一義：『朱子読書法』卷一。また『朱文公文集』卷六二「答張

元徳」。横渠は、北宋張載。本誌第一四号一〇頁参照。『張子全書』卷六・義理（また『近思録』卷三

・致知）に、「書須成誦精思」「書は須らく成誦精思すべし」とある。

(8) 遍數已足、必満遍數：『朱子読書法』卷一に、南宋程端蒙の言として載せる。また程端蒙が、同じく朱

子門人である、南宋董銖と共作した「程董二先生學則」（『読書分年日程』巻首に引かれる、本誌第一三号

一二九頁）に見える。

(9) 但百遍時、自足彊、百遍時：『朱子読書法』卷一。また『朱子語類』卷八〇・77条。

(10) 今所以記不得、只爭這些子：『朱子読書法』卷一。また『朱子語類』卷一二一・3条。

(11) 學者觀書、讀得正文、非爲己之學也：『朱子読書法』卷一。また『朱子語類』卷一一・106条。

- (12) 莊子説く都使不得一毫杜撰：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻一〇四・47条。
- (13) 学者看文字く只記前賢与諸家説便了：『朱子読書法』巻一。また『朱子語類』巻一一・9条。
- (14) 今人読書多是く其有不合便穿鑿之使合：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻一一・64条。
- (15) 入道之門く自家在外元不相干：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻八・88条、同巻二〇・3条、同巻二二・6条（同一場面の別記録と思われる）。
- (16) 学者読書く方有益：『朱子読書法』巻二。また『論語』顔淵「仲弓問仁」章について論じた『朱子語類』巻四二・14条。なお『集注』同箇所の注釈には、「愚按、克己復禮、乾道也。主敬行恕、坤道也」〔愚按ずるに、克己復禮は、乾道なり。主敬行恕は、坤道なり〕云々とある。すなわち顔淵篇首章の「克己復禮」が乾道のこと、次章の「出門如見大賓」（主敬行恕）が坤道のこととして、対比されている。
- (17) 寛着期限、緊着課程：『朱子読書法』巻一、巻三。また『朱子語類』巻一〇・37条。
- (18) 為学要剛毅果決く甚麼骨肋：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻三四・143条、同巻一〇一・202条。
- (19) 今之学者、全不曾發憤：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻八・40条。
- (20) 直要抖擻精神、如救火治病：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻一一九・19条。
- (21) 如撐上水船、一篙不可放緩：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻八・65条。
- (22) 程先生云く此最精要：『朱子読書法』巻二。また『朱子語類』巻一一八・121条。なお程先生（程頤）の語は、『程氏遺書』巻一八・28条に基づく。

(23) 方無事時く心無不在：『朱子読書法』卷二。また『朱子語類』卷二二・105条。

(24) 今学者説書く使道理従裏面流出方好：『朱子読書法』卷二。また『朱子語類』卷二二〇・58条。

〔通釈〕

集慶路江東書院講義

端礼わたしは次のように伺っております。

朱子が言った、「為学の道は先ず窮理に取り組み、その要は読書にあらねばならない。読書の方法は、順序どおりに精緻を極めることが重大で、精緻を極める根本は、敬に居り志を保つことにある。以上は不変の道理である。」朱子門弟（輔広）と朱子に私淑する学徒（張洪・斉熙）らが、朱子の日頃の訓戒を集めて、その要旨を節録して、読書法六条を定めた。すなわち①「順序どおりゆっくりと進む」こと、②「熟読してつまびらかに考察すること」、③「虚心に深く浸透させる」こと、④「自身に即して体察すること」、⑤「重要な所に力をそそぐ」こと、⑥「敬に居り志を保つ」ことの六つである。

①「順序どおりゆっくりと進む」ということについて、朱子は言う、「二冊の書物で言うならば、一冊に通曉してから、次の一冊に移る。一冊の書物で言うならば、篇章文句、首尾次第にもそれぞれ順序があるのだから、その順番を乱すべきではない。力量に応じて慎重に順序を守っていくということだ。文字については読み方を調べ、句については論旨を求める。前に理解が及んでいなければ、決して後ろに意を向けない。こちらに理解が及んでいなければ、決してあちらに意を向けない。このようであったならば、志は定まり、理は明らかになり、段階を無視して順序を越えるような弊害はなくなるであろう。」また言う、「読書の過

程を飛び越えて、ひたすら飛ばし読みするならば、それは読んでいないも同然である。最近このような弊害を感じているが、これは些細なことではない。もとより道学が明らかでないのは、表面的な努力が欠けているからではなく、内面に根底がないことによる。」「順序どおりゆつくりと進む」の説は、以上の通りである。

②「熟読してつまびらかに考察する」ということについて、朱子は言う、「荀子』勸学には、「誦数して以て之を貫く」（暗誦した回数を数えて習熟する）とあるが、ここから古人が書物を誦んじる際には、その回数を数えていたことが窺える。」また言う、「張載が読書の際に必ず暗誦させたのは、誠に道学の第一義であると分かる。」また言う、「回数を満たしていても、まだ暗記できていなければ、必ずさらに暗誦させる。回数が足りなければ、すでに暗記できていたとしても、必ず回数を満たさせる。」また言う、「回数が百回の時は、五十回の時よりも、二百回の時は、百回の時よりも身につけている。」また言う、「いま暗記できない、説明できない、心ここにあらざなどと言うのは、みな成熟していないことによる弊害である。いまの人人が古人に及ばないのは、この僅かなところに差があるからである。」また言う、「学ぶ者が書を読む際には、本文を読んで、その注解を暗記して、それを諳んじて習熟し、訓釈や文意、事物や名物などについて注釈が指摘する点を、一つ一つ理解していつて、あたかも自ら書き記したかのようにいつて、繰り返し味わうことができ、通曉するところもある。もしもこのようであれば、空虚な議論を立てるのみで、己れのための学問とは言えない。」「熟読してつまびらかに考察する」の説は、以上の通りである。

③「虚心に深く浸透させる」ということについて、朱子は言う、「『莊子』応帝王に、「吾之と虚にして

委蛇す」(私は自らを虚しくして、周囲のままに随う)とあるように、心が虚になったならば、さらに周囲の変化に随うことだ。読書は虚心であつてこそよい。聖賢の説いた一字はその一字に尽きているので、読む者は自ら心を平らかにして考え、わずかの杜撰もないようにする。」また言う、「学ぶ者が文章を読むにあつては、必ずしも自説を立てなくてもよい。ただ先賢と諸家の説を暗記することである。」また言う、「近頃の人はまず心に自説があつて、聖賢の言葉を自らの見解に引き寄せようとする。自説に合わないところがあれば、穿鑿して合わせようとする。」「虚心に深く浸透させる」の説は、以上の通りである。

④「自身に即して体察する」ということについて、朱子は言う、「道に近づく端緒は、自らを道理の中に投げ入れて、そこに次第に近づいて、道理と一体になることである。いま道は内にありながら、自身は外にあつて、もとよりかかわることがない。」また言う、「学ぶ者が読書するにあつては、聖賢の言葉を我が身において体察しなければならぬ。例えば『論語』顔淵の「己に克ち礼に復る」や、「門を出でては大賓を見るが如くす」などは、我が身において、それが本当に克己復礼であるか、主敬行恕であるかを審査す。逐一このようであれば、有益であろう。」「自身に即して体察する」の説は、以上の通りである。

⑤「重要な所に力をそそぐ」ということについて、朱子は言う、「期限はゆるやかに、課程は緊密にする。」また言う、「学問を修めるには、毅然として決断することを求め、だからだらと行わないことだ。それは例えば、『論語』述而の「発憤して食を忘れ、楽しみて憂ひを忘る」のようなもの。これは何たる精神、何たる気骨のあることか。」また言う、「昨今の学者は、全く発憤しなくなつてしまった。」また言う、「ただ精神を挙げることだけを求める。それは発熱から救い、病気を治すようなものである。」また言う、「船に棹

さして漕ぐのに、一棹さえも忽せにしないのと同じである。」「重要な所に力をそそぐ」の説は、以上の通りである。

⑥「敬に居り志を保つ」ということについて、朱子は言う、「程頤は、「涵養には必ず敬を用いなくてはならない。学を進めるのは致知にこそある」と言った。これこそが最も重要である。」また言う、「何事もない時には、おのずから敬に務める。あらゆる心は何事もない境地に放ち入れてはならず、ここにこそ収斂すべきである。何事かに応じる時には、その事に対して敬に務める。読書をする時には、読書に対して敬に務めれば、おのずと動静を貫通して、心がいつでも存するようになる。」また言う、「近頃の学ぶ者の説書（經書を解説すること）は、ほとんど辻褃を合わせるのみで、詳密でもなければ成熟したものでもない。この弊害は説書における弊害ではなく、心における弊害である。やはり心が静かで専一でないために、思慮が明らかでないのであろう。虚明に専静に心を涵養することを求め、道理が内から流れ出るようにさせてこそよい。」「敬に居り志を保つ」の説は、以上の通りである。

愚按、此六條者、乃朱子教人讀書之要。故其誨學者告君上、學不出此、而自謂其爲平日艱難已試之效者也。竊嘗論之、自孔子有博學於文約之以禮、亦可以弗畔矣夫之訓。以顏子之善學、其贊孔子循循善誘、亦不過曰博我以文、約我以禮而已。是孔子之教、顏子之學、不越乎博文約禮二事。豈非以學者捨是、無以爲用力之地歟。蓋盈天地間、萬物萬事莫非文也。其文出於聖人之手而存之於書者、載道爲尤顯。故觀孔子責子路、

何必讀書、然後爲學之語可爲深戒、豈非讀書爲博文之大而急者歟。朱子曰、約禮⁽¹⁾則只是這些子。博文⁽²⁾各有次序、當以大而急者爲先、蓋謂是也。然則、博文豈可不以讀書爲先、而讀書又豈可不守朱子之法。朱子平日教人千言萬語、總而言之、不越乎此六條。而六條者、總而言之、又不越乎熟讀精思、切己體察之兩條。蓋熟讀精思、即博文之功、而切己體察、即約禮之事。然則欲學顏子之學者、豈可不由是而求之哉。今幸其說具存、學者讀書能循、是六者以實用其力、則何道之不可進、何聖賢之不可爲。使朱子復生、身登其門、耳聞其誨、未必若是之詳且要也。學者可不自知其幸歟。世之讀書、其怠忽閒斷者、固不足論、其終日勤勞貪多務廣、終身無得者、蓋以讀之不知法故也。惟精廬初建、端禮荒陋匪材、夫豈其任。承乏之初、敢以朱子讀書法首與同志講之、期相與確守焉、以求共學之益。使他日義精仁熟賢材輩出、則朱子之訓不爲虛語、精廬不爲虛殺、顧不美歟。

〔校異〕

a 約：叢書集成本、「絶」に作る。

b 殺：叢書集成本・四庫全書本、「設」に作る。

〔注釈〕

(1) 約禮則只是這些子：『朱子語類』卷三六・71条に、「博我以文、約我以禮。聖人教人、只此兩事。博文工夫固多、約禮只是這些子」(我を博むるに文を以てし、我を約するに礼を以てす。聖人人に教ふるに、只だ此れ兩事のみ。博文の工夫固より多きも、約礼は只だ是れ這些子)とある。

(2) 博文各有次序、當以大而急者爲先：『朱子語類』卷八・101条、同卷六四・32条(同文)に、「博學、謂天地萬物之理、修己治人之方、皆所當學。然亦各有次序、當以其大而急者爲先、不可雜而無統也」(博

学は、天地万物の理、修己治人の方、皆な当に学ぶべき所を謂ふ。然るに亦た各おの次序有り、当に其の大にして急なる者を以て先と為すべし、雑へて統無かるべからざるなり」とある。

〔通釈〕

私が思うに、これら読書法六条は、朱子が人に読書を教えるにあつたつての要点である。それゆえ学ぶ者に教える者は、主君に告げるとしても、これらから外れることがないようにして、自らが日々の艱難の中で、これらを試みることによつて得られた効果をいうようにする。

私は試みに、以下のように論じてみたい。〔論語〕雍也にいう）孔子の「博く文を学び、之を約するに礼を以てすれば、亦た以て畔そむかざるべし」の訓えによれば、顔子が善く学んだのも、〔論語〕子罕にいう）孔子の「循循然として善く人を誘いざなふ」（順序立てて導く）のも、〔論語〕子罕の「我を博むるに文を以てし、我を約するに礼を以てす」に過ぎず、孔子の教えも顔子の学も、博文と約礼の二者を越えないこととなる。学ぶ者はこれら二者を捨ててしまうからこそ、力の用いどころがなくなってしまう。やはり天地の間に充ち満ちた万事万物には、文でないものはない。文というのは聖人の手より出て、これを書に存したもので、また道載せること最も明らかなるものである。それゆえ〔論語〕先進において）孔子が、子路の「何ぞ必ずしも書を読み、然る後に学と為さん」という発言に対して叱責したのを、深く戒めとしなければならぬ。読書こそは、「博文」の重大にして急務なるものである。朱子の「約礼とはこんなものである」、「博文にはそれぞれ順序があり、重大急務なものを優先するべきである」とは、やはりこのことを言っている。そうであるからこそ、博文は読書を先にしなければならず、読書はまた朱子

の法を守らなければならない。

朱子が常日ごろ人に教えていた千言万語は、総じて言えば、この読書法六条を越えるものではない。そしてこの読書法六条は、総じて言えば、「熟読精思（熟読してつまびらかに考察する）」と「切己体察（自身に即して体察する）」の二条を越えるものではない。思うに「熟読精思」は博文の工夫であり、「切己体察」は約礼の事柄である。そうであるから、顔子の学を学ぼうとする者は、これらによって求めていかなければならない。いま幸いなことに、読書法六条の説はいずれも存している。学ぶ者が読書するにあたって、この六条に従って努力をすれば、必ず道に進んで、聖賢となることができるであろう。朱子を再び生き返らせて、我が身をその門に登らせ、我が耳をその教えに傾かせることがあったとしても、こうまで詳細かつ要点を得ることはあるまい。学ぶ者はその幸いなることを知らなくてはならない。世の読書をする者のうち、だらけ怠けて間断ある者は、始めから論ずるに足りないが、終日勤め励んで、広く多くを求めていながら、生涯得ることがない者は、やはり読書の法を知らないがためであろう。

学舎が創建されたが、端礼は暗く非才な者であるため、その任には相応しくないであろう。ただ欠員補充のため、その任に就いた当初、『朱子読書法』によって同志と講学し、ともに固くこれを守り、ともにこれを学ぶ益を求めようとした。他日、義は精に、仁は熟して、賢材が輩出すれば、朱子の訓えも虚語とはならず、学舎も虚設とはならない。素晴らしいことではないか。

〔存存齋銘〕

程端禮

性⁽²⁾與天道、夫子罕言。於易乃言、成性⁽³⁾存存。惟性之成、天予其全。知禮畢具、無異愚賢。心統⁽⁴⁾性情、性體惟靜。心乘氣機、存之斯正。曰惟存心、所以存性。其方伊何、在乎主敬。其效伊何、動靜皆定。無間無雜、始曰存存。虛閒^(b)靜一、細微糾紛。弗謹弗養、千里其奔。勉強⁽⁵⁾安行、聖賢是分。效天法地、道義之門。〕

〔校異〕

a 定：叢書集成本、「是」に作る。 b 間：四庫全書本、「聞」に作る。

〔注釈〕

(1) 存存齋銘：元程端禮『畏齋集』卷六に所収。『畏齋集』は、その題下に「爲雲中趙去疾作」〔雲中趙の疾を去るの爲に作る〕の双行注を附す。

(2) 性与天道、夫子罕言：『論語』公冶長に、「夫子之言性与天道、不可得而聞也」〔夫子の性と天道とを言ふは、得て聞く可からざるなり〕とある。

(3) 成性存存：『周易』繫辭上伝に、「成性存存、道義之門」〔性を成し存すべきを存するは、道義の門なり〕とある。

(4) 心統性情：『近思錄』卷一・道体など。張載の語とされ、いま『張子全書』卷一四・性理拾遺に佚文として引かれる。

(5) 勉強安行：『中庸』二〇章に、「或生而知之、或學而知之、或困而知之、及其知之一也。或安而行之、

或利而行之、或勉強而行之、及其成功一也」「或いは生まれながらにして之を知り、或いは学んで之を知り、或いは困しみて之を知る、其の之を知るに及びては一なり。或いは安んじて之を行ひ、或いは利して之を行ひ、或いは勉強して之を行ふ、其の功を成すに及びては一なり」とあるのを踏まえる。

〔通釈〕

〔存存齋銘

程端礼

性と天道は、孔夫子が罕まれに言ったもの。ところが『周易』には、「性を成し存すべきを存す」とある。性が成るのは、天がその全きを与えてくれたからである。知や礼が余すことなく備われれば、賢愚の差などはない。心は性情を統べるが、性の体は静である。心は気のはたらきに乗るので、存すること
で正しくなる。心を存するとは、性を存することである。その方法は何か、主敬にある。その効用は何か、動静いずれも定まることにある。間断なく錯雑なく、始めより「存すべきを存す」ることだ。ただ虚しく静一であれば、その細微は乱れて止まない。慎み養うことがなければ、千里の果てまで散去する。努め励むか安んじて行かうかが、聖賢との分かれ目である。天地に法り倣うこと、これこそ「道義の門」である。

右讀書分年日程。余守此與友朋共讀、歲歲刪修、遂與崇德吳氏義塾、台州路學、平江甫里書院陸氏、池州建德縣學友朋馮彦思(4)所刊、及集慶江東書院友朋、安西、高郵、六台江浙友朋所鈔、及定安劉謙父所刊舊本不同。

此則最後刊於家塾本也。覽者儻矜其愚、補其所未及、實深望焉。

元統三年十一月朔、程端禮書於甬東之思勉齋。

程氏家塾讀書分年日程卷三 旁証畢。

〔校異〕

a 程氏家塾：叢書集成本・四庫全書本、此の四字無し。 b 讀書分年日程卷三：叢書集成本、此の八字無

し。 c 旁証畢：叢書集成本・四庫全書本、此の三字無し。

〔注釈〕

(1) 吳氏義塾：浙江崇徳に^元吳儁卿が建てた私塾。^元鄧文原『巴西集』卷上「吳氏義塾記」に「崇徳古禦兒地、大徳己亥、吾嘗爲其州文學掾。吳氏儁卿建門左之塾、聘師以訓郷之子弟三年矣」(崇徳 古禦兒地、大徳己亥(三年、一二九九)、吾嘗て其の州文學掾と爲る。吳氏儁卿 門左の塾を建て、師を聘して以て郷の子弟を訓へしむること三年)とある。

(2) 台州路學：程端礼は、かつて台州路儒学教授の任にあつた。なお、^元黄潛の手による程端礼の墓誌銘は、「將仕佐郎台州路儒学教授致仕程先生墓誌銘」(『金華黄先生文集』卷三三、また『文献集』卷九下)と称する。

(3) 甫里書院陸氏：江蘇平江長洲に甫里書院を建てた^元陸徳原を指す。陸徳原(一二八二～一三四〇)、字は静遠、江蘇長洲の人。その事跡は、^元黄潛『金華黄先生文集』卷三七「徽州路儒学教授陸君墓誌銘」に詳しい。

(4) 馮彦思：元馮勉、彦思は字。安徽池州建徳の人。皇慶年間（一三二二—一三二四）に、程端礼が池州建徳県学儒学教諭であつたときの学生の一人。『畏齋集』巻四「送馮彦思序」に、「皇慶間、教池之建徳學、諸生洪允文、汪務能輩、從學者四十餘人。有馮彦思年甚少、資敏而志篤」〔皇慶の間、池の建徳の學に教ふるに、諸生洪允文、汪務能の輩、從學する者四十餘人。馮彦思の年甚だ少く、資敏にして、志篤き有り〕云々とある。

(5) 江東書院：二九九頁、注（一）参照。

(6) 安西：未詳。陝西安西か。ただし、後文に「江浙友朋」とあるのに合わない。程端礼『畏齋集』巻四「送王季方序」に、「一日喜而告余曰、予得王生季方者、來自安西、守其家法、讀書有緒」〔一日喜びて余に告げて曰く、予王生季方なる者を得たり、安西より來り、其の家法を守り、讀書に緒有り〕とある。

(7) 定安劉謙父：定安と稱する県は河北、貴州、海南にあつたが、そのいずれかは確定できない。また劉謙父は未詳。その詳しい事跡は分からないが、『畏齋集』巻三には「送劉謙父海運所得代序」がある。

(8) 元統三年：この跋文の執筆は元統三年（一三三五）であるが、巻首の自序（本誌第一三号一八一頁）は延祐二年（一三一五）に執筆された。程端礼は最初の刊行から二十年を経て、再び『讀書分年日程』を改訂刊行したようである。

(9) 思勉齋：程端礼の書齋の名。本誌第一九号一八一頁参照。

〔通釈〕

右、『讀書分年日程』。私はこれに基づいて、諸友とともに研鑽し、毎年のように改訂を重ねてきた。そのため浙江崇徳呉氏義塾のもの、浙江台州路学のもの、江蘇平江甫里書院の陸徳源のもの、安徽池州建徳県学的朋友馮勉が刊行したもの、および江蘇集慶江東書院の朋友や、安西、江蘇高郵や江蘇六合といった江蘇浙江の朋友の抄録したもの、さらに定安の劉謙父の刊行した旧本とは異なるものとなってしまった。だが本書こそが、我が家塾で刊行する最終版となるであろう。これをご覧になった方が、私の愚かなることを憐れんで、及ばないところを補ってくださることを、深く望みたい。

元統三年（一三三五）十一月朔日、程端礼 浙江甬東の思勉齋に書す。

以上、『程氏家塾讀書分年日程』卷三 傍証。